

これに対応するために、国庫補助金の仕組みと地

を実施している状況でございます。

方財政措置とが一体となって対応できるようになつて、平成五年度から国庫補助の制度の一部を改正いたしまして対応する、こういう考え方で進めていくところでございます。

有料化の実施の内容については、従量制を採用したりあるいは量に関係のない定額制を採用したあるいは大量に出される場合のみについて有料化をするなど、市町村によりましてさまざまな対応の様子でござりますけれども、

たちでやっているんですね。ところが、人間が大してやたらいろんなものを捨てるのですから、食うに困らなくなってきたんで物すごくふえてくるという問題も起ってきたりした。私はこういうことは、環境にも大変な変化を来すというようなこともありますから、ひとつ十分研究してやつてもらいたいというふうに思います。

ういったことから、従来から労働者とも連絡をとりましたが、それだけに今回の事件というのは大変残念だし、また重大なことではないかと受けとめております。

とやれるというような見込みが立つんですか。それと、どのぐらいかければということ。

○上野雄文君 そういうことについては、厚生省ではどういう態度をもつて指導、対処をしているのか、その考え方も。

いつでもらいたいというふうに思います。
それから、栃木県の足利で起こった事件です。ロードバッカーで収集をしてきた民間委託業者の車が清掃工場に入ったが、その車がいつまでたつ

厚生省として、すぐ県あるいは関係の市町村に来ていただきまして私どもヒアリングをいたしまして、いろいろとその事故の状況について調べております。さらにまた、事件直後でございますが三月の二日に、労働省と相談をしながら、労働省において賃金を立てていただきました育児事業をおこなっていただきました。

では、年間数千トン、先ほど申し上げましたよ
うな八千トンから一万トン程度で推移していくので
はないかというふうに見積もっておりますし、そ
れに必要な国費といたしましては本年度の予算一
千百二十七億円、これに物価スライド分等々掛け
まして対応していくことができるのではないかと
思っております。

で有料化を実施するかということは、それぞれの市町村にいろいろな考え方があります。例ええば単に減量化、量を減らすという趣旨で有料化するということもございましょうし、あるいはまたかかる処理費に対してそれ相応の負担をしていただく、こういう考え方で行う市町村もございます。

ら足が二本出でていたというんです。一遍に二人吸い込まれて死亡した事件が二月の九日に起こりました。私はすぐ行って調べたりしてましたんですが、民間委託の場合、私たちが行つたときもみんな一人なんですね、ロードパッカーにくつづいてる人。その二人の人が一遍に吸い込まれちゃつたものだから、車は動かないじ、だれがどうしてそうなつたのか全くわからないというこういう事件がありました。

○上野雄文君 ひとつ徹底した指導をしてくれる
ように私の方でも強く要請しておきたいと思うんで
す。
それから、これも私の方の地域で起こった問題で
きのう県長甫左の方々がお見になりま
たので、

ということになりますと、年間六千億から七千億程度の費用は全体でかかっていくことになるのではないかというような見積もりをしているところでござります。

用全部をいわば市町村が取るというような形にはなっておらないのではないかというふうに思つております。

こういうことについては自治体との契約関係はないかもしませんが、市の方では三人できちんとやっているんですね。運転士がついておって二人が作業。これはもう両方の車が入ってくるわけですから明らかに違うということがはつきりしているわけです。こういった指導をどういうふうに決していいものか。おかげでどうな、食、それも一層

A町が廃棄物処理業者に対して拡張を認めない、こういうことで町長が頑張っているわけです。ところがB町の方では、捨てるのに困つてその業者と契約をした。今の法律のもとでは、市町村とそれからこれも私の方の地域で起こった問題で、きのう課長補佐の方々がお見えになりましたので新聞のスクランプもお渡ししておきましたからおわかりだと思います。

そこで、市町村でいろいろなことを考えて、有料化というようなことが最近いろいろなところで取り入れられておりますが、その実態はどのようになりますか。

理の方法、こういうことをやつぱり考えることが賢明だというふうに思うんです。そういう指導をやつてもらいたいというふうに思います。

私のところで、日光ですが所野というのが霧降の下なんですねけれどもあるんですが、猿が物すごくふえました。これは、遊びに来た人たちがどんどん食べ物を捨てるんですね。あいう野生の動物というのは自主規制というのが徹底していまして、大体ここで五十四しか食べていいないというのなら、余りその数をやさないよう彼らが自分

○説明員（三木本徹君） 清掃事業は大変他の事業に比べまして事故が多いことが報告されていましたのであります。そこでこのことについてどうなさるかお考えになつていますか。

の契約であれば許可なんかは要らないんだといふ仕組みになつてゐるといふのでB町がその業者と契約してそこに持ち込む、それは幾ら当該町の町長が踏ん張つてもだめだよ。住民とのあつれきの問題もいろいろあるのを住民の側に立つて何とか解決しようと努力しているんだけれども、B町の町長と契約すれば堂々と捨てる事ができるということになつてしまつて、A町の住民がB町の町長のところに押しかけるなんという問題が起つた。地元の新聞ですが、こんなに大きく報道

されるという事態が起つておるわけです。

実は、私は自治労の出なものですから、けさから、当該役場の自治労の役員の方から県本部の役員のところに連絡が行つて、余りいじめないようにお質問をお手やわらかに頼みますと、こういう話なんですよ。だから、県の方へあなたの方ですぐに問い合わせをして、それから話が回つていったんだろうと思つんだけれども。

私は、別にこれであなたのところが悪いんだとかなんかということを言つてみたりなんかするというのではなくて、町同士が、町長同士が仲悪くなるようなこと、片っ方のA町が何とか廃棄物の問題について決まりつけるためにはもうこれ以上拡張させないという方針を持つてゐるのに、B町の方が契約すれば幾ら踏ん張つてみてもだめなんだというようななことができるような仕組みというのは自治の基本からいつて、同じ県の中、同じ郡の中の話だけではなくて、県が違つても構わない私がB町に対してもやつぱりそういうことをやつちやいけないなんということは言えません。また、その近所の町でもやつぱりそういうことをやつているようです。ただ、やつぱり域内処理ということをお聞かせ願いたいのだと思います。

○説明員(三本木徹君) 御指摘のように、市町村の中で域内処理といいまして、その町のところが貫徹されるというものが私ども望ましいとは思つておるわけですが、先ず御指摘のようないい町にしていこう、自分たちのところできちっとやろうと思っておつても、よそから壊されてくる。これなんかは私は今までの自分の生きましょか、実態としてはそうなつていなかないよう

な地域がかなり数多くございまして、それも一方においての実態であるかと思ひます。

自区内処理が望ましいとは言ひながらも、現実問題としてのごみの始末をどこでどうするかということが重要でございまして、とりあえずといいましょうか、例えばその地域の外でどうしても処理せざるを得ない、こういうような状況というのも現実として認めざるを得ないわけでございましまします。

しかしながら、市町村の間のいわば調整というのを適切に図つていくことも、これもまた一方において重要なことでございます。このために、その市町村間の調整がうまく保たれるよう、A町とB町の一般廃棄物の処理経過が調和が保たれるよう努めるとか、あるいはA町が、B町の処分場へ持つていく際にB町に対して、どういうところでどういう内容の処理をするかあるいはその処理はだれが行うのか、そういったことの通知をするとか、さらにはまた、一年以上にわたりまして継続してB町で処理を続けるというようなケースがありますれば、一年以上にわたる場合にはその処分の実施の状況を常に確認しておくとか、そういったことでできるだけ調整が行われるように私ども指導をしてきているわけでございます。

今回の問題につきましても、これらの両町での調整が適切に行われるよう関係県にも連絡をとりながら指導をしていきたいというふうに今考えております。

○上野雄文君 長い答弁で、それで的確にわかる

ような話がないというのは、余りよく行われないということなんだろうと私は思つてます。

これまでの町の中で処分場を持つて市民から出たごみを自分の町の中の処分場で処理をすると、これが実はなかなかできない、できにくいといつておられたふうに思つておりますので、ひとつ十分

研究してくれませんか。そのことを要請しておきたいと思います。厚生省に対し随分私は気遣いをしたつもりであります、急な質問をして悪かったんですが、ありがとうございました。

それは、大臣にいろいろお尋ねをしたいと思ひます。

最初に政治改革の問題ですが、去る一日の宮澤総理の記者会見、予算が通つてほつとしていろいろお述べになつたようであります。それから、二日の日の民主党さんの両院議員総会でも大変決意をお述べになつたようでありますけれども、何かもうひとつかりとしないというか総理の決意というものが伝わつてこない。

今度の一連の政治改革、とりわけ選挙制度の問題では、単純小選挙区制であるとかあるいは小選挙区比例代表併用制であるとかいろいろふつかり合が行われることになるわけですねけれども、次の総選挙からこの制度を導入するのは無理というふうな話がされたようでもあります。それから二日の日の両院議員総会では、政治改革は待つたなしでと大変な熱弁を振るわれたというのであります。金の問題についても、公私の区別をはつきりさせろ、あるいは指導監督機関をつくるとかといふような話があつてみたりとということのようあります。

これはもう何かくるくる変わるんですね、我々として新聞報道で知る限りでは。例えばこの次というのも、次の次から、できるだけ次とかというふうに言い方が変わつてみたりと。けさのテレビや新聞で見ると、今度は後藤田さんが副総理になつて政治改革担当だと。随分目まぐるしく動くものですから、私の立場なんかからすればやっぱり絆がきつとした姿勢でこの問題に取り組んでくれなければ、今度は議員立法だということであつても、その下で自治大臣としては所管大臣ですかそれなりにいろいろ取り組んでいかなきや

をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 上野委員から選挙制度あるいは政治改革についての重要な御質問がございました。

私は、今御指摘になつた宮澤総理の所信表明ももちろん承つておりますし、一連の姿勢が非常に強く貫かれているという認識をいたしております。

まず現在の選挙制度等の改正の問題でございま

すが、新たな選挙区割りを必要とする新制度が成立した場合には、その選挙区割りのための一連の手続きが必要となります。一定の周期間も置かなければならぬと思われます。これらの準備の整い次第、できる限り速やかに実施するということを希望したいと考えております。それについての

宮澤総理の御認識は一貫をしておると思います。

そして、後藤田法務大臣の副総理就任の報道がきょうあつたということを言われましたが、後藤田法務大臣は自治大臣をやられたこともありますし、また私どもがずっと長い間御指導をいたしましたが、その大切な先輩でございます。今回の政治改革

論議につきましては、総理のところで各党の意見を踏まえて今後対応をされるというわけでありまして、政府サイドでは、私、自治大臣それから法務大臣、あるいは場合はよりますればほかの省も関連をすることとなると思っておるのであります。

総理の所信について、一八八三年のイギリス法をたびたび引用しておられまして、私は、それまでイギリスも選挙について非常に腐敗があつた

ということです。しかし、それをたびたびお聞かせください。私は、これまでの自分の生き

たび宮澤総理がしつかりと言われることは、私はこの場合、各党がすべて非常に熱心な空氣を持っておられ、私は何としてもこの際政治改革をなし遂げるんだという気迫が感じられるわけでありまして、政府としてもこの各党の協議を待

十二億円」、「裏金の温床」「使途不明金」、こういふことがあります。

今度、建設省は入札制度を指名入札ではなくて一般競争入札にしたい、こういうことを言ってい るようですが、これは公共事業の大宗は自

治体が担当ですね。今度の場合も、去年からの景気回復のための公共事業を自治体がしょわされるいるというのは大変な額だと思うんです。それから、例の構造協議に基づく四百三十兆円のあの事業についても七〇%以上を自治体がやっているわけですから、こういうものについてどういうふうに取り組んでいいたらいいのか大臣の考えがあつたら、あるいはまた事務担当の方で、私の方ではこういうふうにこの問題についてこれからも指導をしていきたいと思いますというような考えがあつたら、お聞かせ願いたい。

○政府委員 内閣宏君 御承知のとおり、地方公共団体が行う契約につきましては国の場合の会計法あるいは予決令等というものとパラレルな規定がございまして、地方公共団体についてもその契約は一般競争入札によることが原則ということに相なっております。

がら、相談しながら地方公共団体を指導してまいりたい、このように考えて います。

○國務大臣（村田 敏次郎君） 今 地方公共団体の
行う工事についての具体的な事項は政府委員から
御答弁申し上げたとおりでございます。

なお、上野委員が非常に詳しく述べになりましては誠実に履行をしていく。それは生活関連投資から重点的にやつていくんだという考え方がございまして、公共事業のいろいろな面で努力をしておるところでございます。

御指摘になつたように、公共投資の全体の七割以上八割未満のものが都道府県、市町村等を通じて行われる公共投資でござります。したがつて、今後の景気浮揚にも非常に重大な関連がござりますので、自治省としては、これらの問題に地方債それから交付税等の問題で財政的にも対応をしながら、地方分権の意味ではもつともっと地方の自立、権限を強化するという方向でやっていくべきだ、こういう認識をいたしております。

○上野雄文君 私に与えられたのは一時間なんですが、あと十四分ぐらいしかなくなつちゃいました。あと二つぐらいお聞きしたいと思っています。

それで、地方財政の問題についてやゝはに理解され
るべきだと、こう思っています。ここのこところ
ずっとと地方財政は国によっていじめられ放しと
いうことですね。それは大臣と認識は一致するん
だろうと思うんだけれども、いつも車の両輪論で
政府の側は逃げ切ってしまうということになつて
いるんです。

たら大変なことだから、それは前と違つ伸び反対して、反対した法案が通つて、

対したからといって別に法案の成立に支
からそれは伸び伸び反対できるというよ
とは違う。だから最終的には賛成しま

うせざるを得ないと思うんです。
そうすると、去年ああだつたからこそ
してもらえるといって、結果的には大成功
をしたわけだから、自治省の皆さんにはま
もそうしてもらえるんだということを前
今年度の交付税措置などについても少し

お取り組みになつたのではないかというふうに思ってならないんですが、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 大臣の御答弁の前に事務的に御答弁させていただきたいと思います。

毎年度の地方財政対策を検討するに当たりまして、ただいま御指摘のように、昨年度は地方交付税を八千五百億円減額して国に貸したということござります。ことしもいろいろな経過がござりまして、最終的に四千億の減額をして国にまた貸すというような事態になつたわけでございまして、乍ら御質問でござるところにつきましては、

で、昨年御質成をいたたいたからことしも実績として、そういうことをやつたのではないかということとござりますけれども、決して私どもそういうことでこの問題に取り組んでいるわけではございませんで、地方財政の長期的な安定というものを視野に置きながら、地方団体が当面しております毎年度の財政需要というものの的確に対応できるかどうかということをまず第一に考えながら、毎年度の地方財政対策について検討を進め、大蔵省とも論議をしているところでございます。

ということではございません。十分検討をしながら、また、地方団体の皆さん方にも御理解の得ら

れるような地方財政計画の中身をつくるしていくと、いう過程の中で検討してまいつたということをぜひ御理解いただきたいと思うわけでございます。

○上野雄文君　地方財政も国と同じように一段と財政は悪化をしているという認識では一致するんだろうと思うんですね。これは、九一年度赤字軒落、九二年度貯金減少、そして九三年度は借金激増と、こういう認識でいいですか。

か非常に好調のときはかなり地方におきまして、税収が順調に伸びたわけでござりますけれども、いわゆるバブルの崩壊後、昨年度ぐらいから地方の税収も非常に低迷をしてきておりますし、特に昨年度はかなり都道府県の税収を中心についたしまして税収が厳しい状況になつたということでございまして、地方の財政も最近におきましては大変厳しい状況になつてているという理解をいたしております。

○上野雄文君 では大臣、やはり一遍参議院で否決するという道をやつてみましようか。これは今私一人で言つてみても成立しませんが、これは予ぞべ本気になつてみしなでござること一層甚しきつ

黙党で本気になつてみんなで考えて一緒にやること
くれなきりやわからんじやないかというふうに
に私には思えるわけですね。これはいきなりこ
で言つてみても、今、統委員が私の顔を見てにや
にや、長谷川さんもそうしていますしね。
やっぱりこれは地方の立場に立つて考えていま
ますと、大臣はエリートとして自治省に入られた
方ですし、私は昭和二十一年に県庁の地方課へ属
で入った男ですが、ずっと自治法も勉強させられ
できました。古い人ですが金丸三郎さんの地方自
治

10 of 10

かつてきたわけですね。

ここへ来て続けてまさにこのようにやられてきては、一発やっぱりやってみて、その上でどういうふうになつてくるかということを様子を見てみる。そして、文字どおり政治的に決まりをつけていく。そうでないと、これから短い時間ですが、分権の問題などについても、言わせておつても一つも事態は進まないということになつてくるのではないかと思うんですね。その辺について大臣どうお考えになりますか。

○國務大臣（村田敬次郎君） 非常に突き詰めた御質問をいただいたわけでござります。

私は先ほど申し上げたまゝに、國家においでもう一つ、こういった國權の最高機關で御審議をいただくのはやはり國民の生活にとってそのことがプラスになる方向を考えなければいけない、こういうふうに思つておりますて、上野委員の御指摘も、ここで否決をしたらという例え話をお出しになりますが、國民の共通項という意味では最大公約数と申しますか最小公倍数と申しますか、これは必ず見つかることである、こう思つております。

をして、先ほどお申し上りておりまするに、これだけ国会を挙げて政治改革に取り組むという姿勢ができたのは、私自身の記憶でも戦後本當に最初ではないかと思つておりますて、この天の時をしつかり生かして立派な政治改革をなし遂げなきやならぬ、また地方分権をなし遂げなきやならぬと思つております。せひその意味で共通項目を見出していただきたい。そして、その方向に向かつて私どもも總理のもとでしつかり努力をしたいたいと思っております。

○上野雄文君 持ち時間なくなつちゃつたんで、いろいろ聞きたいこともあつたんですが、分権の話に結局いくことになるわけですね。

私は思うんですが、政治改革で、今度自民党さんの四法案、社公の五法案の議論がありますが、そこにのつていいない問題があるのがこの分権の問題だろうと思うんです。ちょうど今度の問題が起こってから、兵庫の尼崎市議会の出張旅費の問

題だとか高槻であつたとか三鷹であつたとか、いろんな問題が出てまいりました。

と思うんです。不十分で申しわけありませんでした。

○大判絹子君　おはようございます。

的成長と国土の均衡ある発展、ゴールドプランの推進、情報のネットワーク化、多極分散型国土の形成のための地方分権の推進、地方公共団体の行政改革等々、ありとあらゆる手段を通じて地方の活性化に努めてまいりたいというふうに力強くお述べになつてござります。

私は新潟県の大麦小さな豪雪地帯に生まれました。ことしは大変雪が少なかつたんですけども、冬は大抵五メーターも六メーターも雪が降ると、へ

の地域に残ってしまった田舎では畠の作業をするところを続けるわけすけれども、しかし、年老いて体が弱くなれば仕方なく町に住む息子たちのところに移住していくというような形がこれまで過疎化というものが進んできています。

の代表選手のようにいつも言っているそういう豪雪地帯なんですが、こうした新潟県の山間集落は、この十二、三年の間に二百余りもの集落が消えてしまっているという実態になつていま

私のふるさきともその中の一つであるわけなんですが、それども、どういうことが起つてきましたかといいますと、私が子供のころは、そういう小さな村の中にも行政府いわゆる公的な機関、役場もありましたし、農協も、それから小学校も分校も保育所も、あるいはまた繭の集荷のための人員だとかあるいは米の検査員の方たちもすぐそばに住んでおられた。もちろん村営の診療所もあって、そこ

こういうことが行われてきています。非常に残念なんですね。

これが行政改革が推進をされ始めたころから一つなくなつていきました。
まず身近なところでは、もうお役所の出先機関が全部なくなつっていく。農協の出張所は閉鎖をされる。診療所はもちろん集落単位ではやつていけないといふことの中で統廃合されていく。そういうことの中で過疎化が随分進んでいく。そして、集

て均衡ある国土の発展を図ると申しているわけ

でされども、その御決意についてもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 大渢委員にお答えいたします。

新潟県は、明治初年には東京より人口が多かつたんですね。東京は百十五万ぐらい、明治十何年のときですが、そのとき、新潟はそれより人口が多かつた。そして、それから百年たちまして過密が進んだと、人口の伸びた比率からいうと、東京は約十倍になつております。東京圏も非常な膨張をした。だから、もし空の上からこの百年、百二十年を展望すると、人が東京にずっと集まってきたという形のはつきり出ていると思います。山口県や鹿児島県はその間どのくらいになつたかといふと、せいぜい一・八倍か一・九倍なんですね。だから、まさにこれは先ほど上野先生の御質問にございましたように、国土の全体としてのデザインを考えていかないと本当にこれから世の中に対処できない、こう思つております。

それで、今御指摘にならましたように、私は

過密過疎を食いとめることが非常にこれから國土計画、それから自治行政のポイントであると思つてます。したがつて、新潟のような県の場合、日本海時代に沿つた、対ハバロフスクとか対ウラジオストクの空路が開けたような新しい時代の展望が出てくるのではないか、今こそそれを考へていかないと大変なことになる、こういう私は危機意識を持つて対応しております。したがつて、自治省ではいわゆる豪雪地帯あるいは過疎地帯の対策というのは極めて重点的な事業と考えておつて、交付税でもあるいは地方債でも対応していくような配分をしていきたいと思います。

考え方の大きな変化があつたんですね。交付税は例えは私が自治省で一生懸命勉強させていたいた時代には、酒税、所得税、法人税の三二%ということで地方財政は乏しかつたんです。その後、いわゆる消費税の割合とかいろいろ五税の一一定割合が配分されるようになって、地方財政の上にも新しい展望が開けてきたわけですね。先ほどの御

質問もありましたように、一般財源として交付税は考えようじやないかという考え方になります。

これは私は地方分権にとっての大きな前進だと思ひます。だから本来の一般財源を大蔵省が侵しまつたままです。

た。

ではならないというこいつ考え方になつておるわけです。したがつて、どんな財源の配分の仕方をしてみても東京と新潟とは違うのでござりますが、新しい時代の光を新潟にあるいは北陸地方、今裏日本と言われておる地方にしっかりと与えなきやならないというのが地方分権の私は基本的な原理だと思います。

したがつて、各論はこれからいろいろな質疑で対応いたしますが、基本的にそいついう意味で公経済の上では大蔵省と自治省とが両翼としていくわけですが、地方分権をしっかりと確立する、中央政府は小さなやかな政府、地方政府は身近な住民に近い温かい政府、そういう考え方で進みたいと思っております。

○大渢綱子君 時代の変化といいますか、高度成長期の労働力の移動、それから生活環境、産業構造の変化によってこういう状況が起きてきたということは十分私も承知をしています。それに対して政府も山間振興法や過疎対策法などをつくり、逐次過疎をとめたいということをやってこられたことも十分承知をしています。しかし、それらの施策はすべて後追いで、一つも実効には結びついでいないと言つても過言ではないというふうに思つています。

今度、山村の振興法ですかをつくられるといふに聞いていますけれども、もうそうした手だ

てではなくて、今その山間地に住んでいる人たち、今住み続けていてくださる人たちに直接所得補償制度、ヨーロッパではテカツプリング制度といふようなことの中で所得補償が行われておるわけですが、そういう制度を早急に導入すべきときに来ている、そういうことを私は大臣にお願いをし、法成立のために御尽力をいただきたいといふことを御要望しながら次の質問に入らせていました。

だきたいと思います。

次の質問も米どころ新潟の水が農薬によつて汚染をされているという大変細かな質問になるわけですね。

されども、大臣にもお聞きをいただきまして、その対策について御尽力をいただきたいというふうに思つています。よろしくお願ひを申し上げます。

私が住んでいるは信濃川のちょうど中流域

なんですけれども、そこからずっと新潟平野を通じまして日本海に注ぐ信濃川の河口地域、その河口地域に非常に胆のうがんが多く発生をしてい

る、そういう研究結果が新潟大学の研究班によつて発表されました。これは大変ショッキングなこ

とであつたわけなんですね。こういうアエラとい

う週刊誌を通じまして、あるいは地元の新潟日報

といふような新聞等を通じまして「がん多発の犯

人は農薬か 新潟の疫学的調査」というようなこ

とで、非常にこれはそこに住む者にとつては驚き

の研究発表だったわけですから、十年前から

厚生省、文部省それから科学技術庁が協賛をしな

がら対がん十ヵ年総合戦略プロジェクトといふ

うなことが設けられて、その中の研究スタッフの一チームの人たちがこの胆がん研究の概要とい

ことで十年間の成果をまとめられています。

○大渢綱子君 それで、農水省の方にちょっとお

尋ねをいたします。

このジフエニル系の除草剤のCNPというの

法の確立に関する研究」という研究テーマがござ

いましたけれども、その研究の分担研究者として研

究していただいておりまして、その中で特に新潟

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異性及び早期診断

法の確立に関する研究

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

厚生省の方にきょう来ていただいているわけで

すけれども、山本正治教授のこの研究結果はそつ

かかわつてることだけは間違ひがないというそ

ういう御発言をされているわけですね。

○説明員(澤宏紀君) 御質問の新潟大学医学部

の胆がん研究の概要といふ

これまで指摘されておられます。

山本先生の御研究でございますが、厚生省、文部

省、科学技術庁で推進しております対がん十ヵ年

総合戦略の中での胆がんの特異

テル系の除草剤なんすけれども、このNIPについては当初登録されて使⽤許可がおりていたのにどうして取り消しになつたのでしょうか。

○説明員(咲花茂樹君) ただいま御指摘のよう

に、NIPは昭和三十八年に初登録をされまして

昭和五十七年に失効いたしております。

本剤の失効理由といましましては、本剤の市場性等経済的な理由によりまして製造メーカーが自

主的に登録を取り下さつたものでございます。

○大瀬綱子君 マウスとラットで発がん性が認められたから登録が失効されたのではありませんか。

○説明員(咲花茂樹君) そういうことは承知いた

しております。

○大瀬綱子君 それではNIPとCNPの違いを教えてください。

○説明員(咲花茂樹君) CNPとNIPの違いは付加している塩素の数が異なるものでございます。

○説明員(咲花茂樹君) その塩素はその中でどのくらい違

いがありますか。

○説明員(咲花茂樹君) CNP自身はベンゼン環が二つございまして、それを酸素がつないでいる。

それで、そのベンゼン環のところに塩素が三つ

くついているわけでございますが、これがNI

Pでは二つになります。

○大瀬綱子君 CNPは二トロ化やアミノ体とな

るときに塩素が一つ欠落をするというようなこ

とはござりますか。

○説明員(咲花茂樹君) CNPからNIPが生成されるかどうかということになると思いますけれ

ども、それにつきましては一九七六年にそのよ

うな報告があつたことは承知いたしております。し

かしながら、同じ研究者の方が一九八三年にNI

Pの生成を否定する報告を出していらっしゃいま

す。

○大瀬綱子君 CNPは土中やそれから生体の中を介することによってヒドロキシルアミノ体とか

あるいはアミノ体に変化をする。これは突然変異

を生体に起こさせる性質があると、いうことがバクテリア実験で証明をされているわけすけれども、これはお認めになりますか。

○説明員(咲花茂樹君) まずヒドロキシルアミノ

体でございますけれども、これはCNPがCNPでございまして、安定的に存在するものではございません。この変化過程は生体内におきましても起こっておりますけれども、CNPの変異原性、慢性毒性等各種の毒性試験におきまして問題がないというふうに評価されているところでございます。

したがいまして、ヒドロキシルアミノ体の影響につきましては、CNPの毒性評価に際し同時に評価されており、そのように承知しております。

○大瀬綱子君 それで、問題ないというふうに考えております。

○大瀬綱子君 またアミノ体でございますが、CNPアミノ体は環境中及び生体内で生成されるということは知られております。CNPアミノ体の変異原性につきましては、これはバクテリアを用いた試験では認められております。しかしながら、バクテリアよりも高等な哺乳動物を用いた試験では変異原性は認められておりません。さらに、CNPアミノ体はマウスを用いた慢性毒性試験におきましても発がん性は認められておりません。したがいまして、変異原性、発がん性については問題はないといふふうに考えております。

○大瀬綱子君 そのアミノ体も胆のうの中で高濃度に濃縮をするということは認められますか。

○説明員(咲花茂樹君) CNPにつきましてはラット及びマウスを用いた生体内分布に関する試験が実施されておるところございまして、この試験結果から胆汁中のCNP及びアミノ体等の分解率、これらの合計の濃度を見ますと、血中濃度に比べまして際立つて高いものではございません。

また、投与後の減少も血中濃度に比べて早いものであるということがわかつております。

したがいまして、人が微量のCNPを摂取いたしました場合も、胆のうにCNPやそのアミノ体飲み続けると胆のうに蓄積をされるというこれは

が高濃度に濃縮されるおそれはないというふうに考えております。

○大瀬綱子君 それは非常に不見識だというふうに思います。

○説明員(咲花茂樹君) 御指摘のように、魚につきましては一時的に濃縮されるということは聞いておりません。しかし仲間にくられるんです。そのジ

百四十七倍も胆のうの中で濃縮をされてアミノ体自体は五千三百六十八倍も濃縮をされ

ています。しかしながら、哺乳類を使つた実験ではそのような見見は得られておりません。

○大瀬綱子君 とお聞きました。

○説明員(咲花茂樹君) 先ほど言つたニトロフェンもCNPも、ジフェニルエーテル系の除草剤ということでは一緒なん

ですね。同じ仲間にくられるんです。そのジ

大変微量でも人間が飲み続ければ人間の体内の胆のうに蓄積をされていくという可能性は十分にあると思つんすけれども、どうでしょ

う。

○説明員(咲花茂樹君) 御指摘のように、魚につきましては一時的に濃縮されるということは聞いておりません。しかし仲間にくられるんです。そのジ

大変微量でも人間が飲み続ければ人間の体内の胆のうに蓄積をされていくという可能性は十分にあると思つんすけれども、どうでしょ

う。

○説明員(咲花茂樹君) お聞きいたしました

ことはやられてないわけでしょう。

先ほどのこの実験結果を私も見ていて、非常に短期的に行われている急性慢性毒性試験によつて認められないから安全だということの中で、CNPの登録が許されているということ、しかも、それが日本で開発をされた農薬で非常に単価も安く、発売当初もう本当に大量に、特に新潟の場合

は新潟平野一円に大量に使われた。十年たつた今

でも、今は使用量は最大のときの約半分ぐらいで

しまうが、もつと減つて五分の一ぐらいでしょ

うか、減つているというふうに私も県の農政部から

聞いているわけですから、しかし土壤に蓄積

をされている過去に使われたCNP。

CNPって水に溶けないんですよ、大田。水に溶けるともっと本当はいいんですね。早く分解す

かる申しあげますよな薬剤につきましては残留

四剤につきましてはアメリカにおきましても残留基準が設定されています。

具体的には、ビフェノックス、オキシフルオル

フェン、ラクトフェン、ジクロホップメチル、以上アルコールには溶けますが水には溶けない

ジフェニルエーテル系、グループBは人に恐らく

発がん性ありと分類をしています。

○説明員(咲花茂樹君) アメリカのEPAでは人に恐らく非常に恐ろしい農薬なんですよ。それなのに、今その農薬を管理している農水省は発がん性について、これはそうではないというふうに言つているわけです。

○大瀬綱子君 私がこう申し上げても、まだ発がん性はないと言いますか。

○大瀬綱子君 それは非常に不見識だというふうに

お聞きました。

○説明員(咲花茂樹君) 動物実験の結果では発がん性は全く認められておりません。

○大瀬綱子君 それでは、アメリカのことを持ちよつとお聞きました。

○説明員(咲花茂樹君) 先ほど言つたニトロフェンもCNPも、ジフェニルエーテル系の除草剤ということでは一緒なん

ですね。同じ仲間にくられるんです。そのジ

大変微量でも人間が飲み続ければ人間の体内の胆のうに蓄積をされていくという可能性は十分にあると思つんすけれども、どうでしょ

う。

時間がありませんのでおきます。

次に、運輸省来ておられますか。自治大臣にもちょっとと今からの聞いておいてもらいたい。もちろんあなたの答弁は要りません。いわゆる運輸省が持つてある行政、物すごい許認可事務なんですね。その中の一つについて例を挙げて、実はこんなことになつてているということを理解いただきたいと思うんです。

実は、私の地元の島根県の津和野町というと、

ろなんですが、西の小京都と言われているとおりいいところなんです。駅前に小さな花屋さんがあって、そこはすつと昔から葬儀屋をやって靈板車を持つていて。それが小型の軽の靈柩車しかなければ困る相談があつて、何回も何回も事前折衝をした結果去年の八月に、津和野から松江までですから、島根県は東西三百キロあります、五時間半かけて車ですと松江に来て、何とか軽を普通車にかえてもらえないかという申請書を出しました。

それから今までもう八ヶ月たつんですよ。私が二二一、三ヵ月前からやがましく言うから、ようやく最初めてそれなりの動きがあつておるということなんですが、そのようなことについて何でもっと早く対応できないのか。切実な問題なんですね、これ。なぜそんなおくれたかということが一つ。それから、この種のことについてはいつまでも運輸省が許認可権を持っているのではなくて自治体に団体委任するとか百歩譲っても機関委任事務にするとかということをやられてはどうか。こう思うんですが、この点について時間がありませんから簡潔にひとつ答弁をお願いしたいと思つております。

○説明員（鈴木朗君） 私どもに対する許可等の申請を処理するためにどれぐらいの期間が必要にならぬのかということは、そのときどきにおきまして担当部局がどれぐらいの申請事案を抱えているのかとかあるいは個々の申請事案の内容によりま

て異なるわけでござりますけれども、委員が鶴岡君
摘要になりました靈柩の事業ですと、最近では、如何
に期間を調べてみますとおおむね六ヵ月ぐらいた
る長いものでは率直に申し上げまして一年を超え
るものもございます。

靈柩の運送事業と申しますのは、運送いたしま
す客体が御遺体であるということでござりますの
で大変特殊な事情がございまして、輸送量の推進
に当たりましては十分な吟味を行う必要があるとか
か、一般の運送事業に比べまして処理に時間がか
かるということもまた事実でございます。ただ
いすれにいたしましても処理に長期間を要するとい
うことは好ましいことではないというふうにおも
どもも考えておりますので、今後とも迅速な処理を
におお一層努力をしてまいりたい、このように考
えております。

それから、御指摘の第二点でござりますけれども

も、靈松運送事業と申しますのは、実は貨物自動車運送事業で、許可を受けることが必要となつております。この許可は現在本省とかあるいは地方運輸局の検査という形になつておるわけでございます。実は、トラック事業と申しますのは、あくまで、物の流れに対応した事業でございまして、委員御案内のように、物の流れは行政区画にとらわれませんで、県域を越えたような形で輸送されるというふうなことが大変多うございますので、したがって、トラック事業の活動も、県域を越えたものになくなつて、ということが多い。そのようなことに対応して、苦心をされ、いろいろな事務を処理する必要があるということで、國の方で一元的に処理するという体制を從来からしてきているところでござります。

いということでしょう。これが一つ。
それと、いわゆる物流という考え方の中で行政区域を越えるということはあります、葬式ですかよ。靈柩車ですよ。一般的に島根県で亡くなつた人を東京や北海道まで持つてきますか。そういうわけでしょう。そこからそこまでの話をなんです。だから、そういう現実に対応させて靈柩車については別な扱いにするというようなことがありますか。そういうことを真剣に考えてもらいたい。そういう問題については別扱いにします。なぜ考えられないのかということを真剣に考えてもらいたい。そういうことを特にこれは要望しておきたいと申します。それで時間ありませんから次の問題に移りますが、要望しておきますから、要望にこたえます。どういう答えが返ってくるかということをできたら半月以内に私の部屋へ来て必ず答えてくださいよ。お願いいたします。

次、地域福祉基金の問題。地域福祉基金いわゆるゴールドプランの関係で、自治省としても積極的に対応してもらつて大変うれしいと思っております。これの具体的な中身、現在までの基金の捻出積み上げ額はどうなつているのか、それからどういう使われ方をしているかということも聞きたくねですが、それを長々やられると時間がないからもうまくないので、基本的にどういう性格に使われているかということだけについてお伺いをいたします。

○政府委員(湯瀬利夫君) 地域福祉基金につきましては、最近の高齢化社会に向かう中で、地域におきます高齢者保健福祉施策を積極的に展開する必要があるだろう。その促進というのもも視野に入れながら地方団体が地域福祉のための基金を設置するということを想定いたしまして、平成三年度、四年度、五年度の三ヵ年におきまして地方財政計画でこの基金を積み立てるための財源を計上したところでございます。

四年度までの全体の地域福祉基金の現在高は既にこの財源措置をする前からやつていたといふこともございまして、平成四年度末の現在高で三

千二百五十七団体において七千八百四十三億円がこの基金として積み立てられております。そして、この基金をつくるに当たりまして、私どもいたしましての考え方を各都道府県に御通知を申し上げました。その考え方からいきますと、この基金は果実運用型でひとつ運用したらどうだろうかという問題。それから、この運用益を使って行う事業というものは地域の実情に応じて各種の民間団体が行ういろいろな事業の助成に充てるということにしていただいたらどうだろうか。それから、この基金の運用益というものが地域の実情に応じて実施するという考え方からいきますと、国庫補助対象事業というものは除外して運用していく方がいいんじゃないだろうか。こういうようなことを骨子にいたしまして、この財源を地方財政計画に計上したところでござります。

○岩本久人君 私が一番お願いしたいのは、七千八百だが、約八千億ぐらい今まで積み立てされておるということですが、基金として積み立てている現在物すごい低金利で果実に大きなものは期待できない。勢いそれを全国に分散しているわけだから有効に機能してないんですよ、具体的にいえば。だから、そういったことを考えてみると、緊急にして切实な高齢者対応を迫られているところがたくさんあるわけですから、そういった現状を踏まえて、できたらハード部分も含めて活用していいよということにしてもらえないかということをお願いしたいんですけど、そのことについてひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) ただいま申しましたところに当りましては、先ほど申し上げたような実運用型の基金というものを創設いたしまして民間のいろいろな活動に助成をしていただく、こういうことを期待いたしまして財政計画で掲上したものでございます。

具体的な財政措置といだしましては、地方交付税の基準財政需要額に算入するという措置を講じたわけでございます。先生も御案内のことおり、地

方交付税の基準財政需要額に積み上げたということは決して条件を付したりあるいは使い道を制限するということではございませんで、こういう考え方をひとつ頭に入れて財源を計上したということを各自治体にもお知らせ申し上げたわけでございますが、その基金の設置とか運用方法についてましては、あくまでも地方団体がその地域の実情に応じまして基金の設置の趣旨、目的に沿って自主的に運用すべきものだというふうに考えているわけでございます。

そういう意味におきまして、その基金が有効にそれぞれの自治体で活用できるということを私も期待したいと思っておりまして、ソフト、ハードという問題につきましては、それぞれの自治体の実情に応じて自主的に御判断をいただくべき問題ではないかと思います。

○岩本久人君 私もこの創設のときから関心がありますので一生懸命勉強してみましたが、現状は私は必ずしも有効に機能していないと思うんです。どこがどうだということは言いませんが、だからひとつ今言わされた答弁を含めて、できるだけその趣旨が徹底をするような生きたお金の使い方になるよう今後とも努力をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

○岩本久人君 次に、自治大臣にお伺いをいたしました。地域福祉推進特別対策事業について、この中身と実績について今後どうされるか、できるだけ簡単にお願いしたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) お尋ねの地域福祉特別対策事業でございますが、中身につきましては、これはゴールドプランに移行をいたしまして平成三年度から実施をいたしておりますのでございま

す。ゴールドプランは補助事業を主体としておりますので、いわゆる単独事業として高齢者の保健福祉などか地域福祉などかそういういつたものがハード事業としてできるというようなことで想定をいたしております。特色としては、やはり地域総合整備事業費の特別分を許可して、その元利償還金あるいは物によつては事業費の一部が地方交付税で

措置されるというところに特色があるわけあります。

中身の具体的なものは、余り細かく申し上げて時間がありますので代表的なものを申し上げてみますと、例えば歩道の段差の解消であるとか、スロープやエレベーターの設置などの公共施設の改良とか、それから総合福祉センターや高齢者のためのスポーツ施設といったような整備事業がいろいろ実施されております。実績といふお尋ねがございましたが、平成四年度で申し上げますと、三百七団体で実施されまして事業費で約千三百億という実績が残っております。

それから今後の問題でございますが、この中には例えば平成四年度から公立の看護婦等の養成所の整備事業も加えていくというようなことがあります。それにいたしましても、高齢者保健福祉推進十カ年戦略がござりますので、これの地方単独版として継続をしてまいりたいというように思つております。

○岩本久人君 次に、自治大臣にお伺いをいたしました。

○岩本久人君 次に、自治大臣にお伺いをいたしました。

政府は、きょうのマスコミ報道を見ますと、三日にも新総合景気対策ということで少なくとも十兆円以上という大型な予算を組むというような発表をなされるようですが、そのこと自体は私はいいことだと思います。

要は、ではこれはそれが一体執行していくかというと、突き詰めていけば全国の自治体職員がやっぱりからないとできない。しかし現状は、そもそも公事務等の円滑な執行管理を図る観点から、債務負担行為の積極的活用、契約事務の迅速化、都道府県段階における市町村施行事業に係る事務処理の促進等によって公工事の発注の標準化等を図つていきたい、このように考えておるところでございまして、公共事業の執行体制についてできるだけ万全を期していきたい。特に単独事業の増加等があるわけでございますので、これに対応してやってまいりたい、このように承知をしております。

○岩本久人君 業界の指導はどうなりますか。

○岩本久人君 最後のところが聞こえなかつたか

と困るということですから、その点についてどう思われるか。

それと、片や業界側も実は今年度事業もかなり練り越しをしなければならないよう、人手不足等もあってもうあつぶあつぶしているというのが実は現状だと思うんです。ですから、そういうた事業の執行体制について、対業界の指導を含めてどのように考えておるのか、ひとつ自治大臣、閣僚の一人としてどう思われるか、お願いいたします。

○國務大臣(村田敬次郎君) 地方の公共事業の執行について、岩本委員から非常に適切な御指摘をいただきましてありがとうございます。

地方財政計画におきましては、地方公共団体の職員定数に関しましては行政改革の見地から国家公務員同様厳しい定数管理を行つておるのは御承知のとおりでございます。土木関係職員や企画関係職員につきましても、単年度の公共事業の事業量の増加に応じてルールをつくりましてこの執行体制をやっていこうという考え方でございますが、この地方公共団体の定数計画の状況をも勘案いたしまして、公共投資十カ年計画の着実な推進、それから総合経済対策の円滑な推進を図るために土木関係職員五千百六十人の増員措置を講じたところでございます。地方団体の実態に即した状況に配慮をしていかたいと思っております。

また、自治省としては平成五年度の地方単独事務を含む公共事業等の円滑な執行管理を図る観点から、債務負担行為の積極的活用、契約事務の迅速化、都道府県段階における市町村施行事業に係る事務処理の促進等によって公工事の発注の標準化等を図つていきたい、このように考えておる

ましたとおり、新たな選挙区割りを必要とする新制度が成立いたしました場合には、その選挙区割りのための一連の手続が必要となります。また、一定の周知期間も置かなければならぬと思われます。

なお、お尋ねのどの程度の周知期間が必要かといたことにつきましては、やはりこの国会においてます公職選挙法の一部改正法案等の審議、それからこれが成立いたしました後選挙区法の審議がござりますので、それらの際に各党間で御論議いただければありがたいと思っている次第でござい

ましてはいろいろな不祥事も起つたところでありますし、本当にこれから公共投資の堅実な運営ということを考えながら対応してまいりたい。そして、業界にもその覚悟をしっかりととしてもらいたい、このように思つております。

○岩本久人君 若干違うだけども、次に進みます。次に、先ほど上野議員が選挙制度改革についてお尋ねがございましたが、それいろいろやりとりをやつておられましたが、それに追加して、どうしても所管大臣である自治大臣にお伺いをしておかなければならないことが一つあります。それは、今国会の最大のテーマである選挙制度改革を含む政治改革法案を何としても与野党が合意してできるだけ早く成立させなければなりません。

そこで、この選挙制度改革というものが成立をいたと、すると思いますが、したということになつた場合、それから選挙施行するまでの周知期間といいますか、いつになつたら次の選挙を実施することができるのか。この期間を実務的に見てどの程度と思っておられるのか、具体的にお伺いいたします。

○政府委員(佐野徹治君) 先ほどの上野委員の御質問に対しまして大臣の方からお答えを申し上げましたとおり、新たな選挙区割りを必要とする新制度が成立いたしました場合には、その選挙区割りのための一連の手続が必要となります。また、一定の周知期間も置かなければならぬと思われます。

なお、お尋ねのどの程度の周知期間が必要かといたことにつきましては、やはりこの国会においてます公職選挙法の一部改正法案等の審議、それからこれが成立いたしました後選挙区法の審議がござりますので、それらの際に各党間で御論議いただければありがたいと思っている次第でござい

ら、もう一度お伺いいたします。

○政府委員(佐野徹治君) 公職選挙法の一部改正法案の審議がこの国会でなされると思われます

し、また、これが成立いたしました場合にはその後に選挙区割りの法案の審議が行われることになるのではないかと思われます。それらの御審議の際は各党間で御論議をいただければあります

がたいということでござります。

○岩本久人君 自治大臣に伺いますが、宮澤内閣は不退転の決意でこれをやると言つてゐるわけであります。ということから考へると、宮澤内閣の主要閣僚の一人として、法案が成立した後ではどれぐ

らいあればその新しい制度で次の選挙が可能か、そのことについて自治大臣の具体的なお答えをお願いいたします。

○國務大臣(村田敬次郎君) これは今選挙部長がお答え申し上げましたとおり、新制度が成立した場合には、小選挙区の場合はその区割り作業が行

われる、それから国民への周知期間が要る、こういふことでござりますが、選挙制度そのものは各

党間で御論議をいたくわけでありまして、どういう形に落ちつかか、それはまだ今の段階では予測をすることが困難であります。

困難であります、私は先ほど上野委員の御質問にお答え申し上げましたとおり、いまだかつてないくらい政治改革への高まりが各党間で行われる。しかも、今まで四増四減案であるとかあるいは九増十減案であるとかそういうことに関する論議が非常に熱心に行われております。天のときはまさに来りつつあるということを感じております。この新制度が成立すれば、最も早い期

間に周知徹底をして実行していかなければならぬ、こつゝう覚悟を持つておるわけでござります。

連日、こういうことで次々新しい疑惑、事件、初め耳にするようないろんな問題が次々に金丸元副総理の巨大脱税事件に関して出てくる。そのたびに宮澤内閣の支持率はすんずん落ちるといふりまして、宮澤内閣の閣僚の一人として最大限の努力をしていく覚悟でござります。

○岩本久人君 や、覚悟はいいんですよ。決意もいんですよ。成立した場合、周知期間は最低

どの程度必要と思われますかと、例えば一ヶ月とか二ヶ月とかということを聞いているわけです

よ。大臣に頼んだんだよ、これは。

○政府委員(佐野徹治君) これから自民党案、それから社会党・公明党案、またその他の政党におかれましてもそれぞれの案をお持ちでございま

す。政治改革特別委員会でいろんな議論がなされるとと思います。どういう形でこれから進んでいくのか、そういうことが関係ございますので、先ほ

どお答えさせていただきましたとおり、この国

会、それからもし成立いたしました場合には選挙区法案の審議もござりますので、そこで御論議い

ただければありがたいということござります。

○岩本久人君 僕の貴重な時間をそのようなことで使ってもらつちや困ります。大臣に僕は聞いておるんですよ、一週間とか十日とか一月とか二月とか、どの程度だと思いますかと。お願ひいたし

ます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 岩本委員の御質疑、私はよく気持ちわかるんです。

ただ、私どもいろいろと実は相談をしておるのでございますが、各党が御相談をされ、いよいよ本会議とか委員会であるとかそういう場における審議がどのような形になつていくかということを考えてみますと、今の段階で何ヶ月かというと

をすぱりとお答えするのが非常に難しいんです。その事情は察していただいて、できるだけ速やかに対応してまた実行したいという決意を表明する

ことによって御推察をいただきたいと思います。

○岩本久人君 時間がありませんので、やむなく次に進みます。いよいよ本題に入ります。

連日、こういうことで次々新しい疑惑、事件、初めて耳にするようないろんな問題が次々に金丸元副総理のこれに対する決意も極めて強い並み並みならぬものがあるというふうに私は感じております。そして、宮澤内閣の閣僚の一人として最大限の努力をしていく覚悟でござります。

○岩本久人君 や、覚悟はいいんですよ。決意もいんですよ。成立した場合、周知期間は最低

○國務大臣(村田敬次郎君) 非常に重要な御質問だと思います。

連日のようであつて、新聞に報道されることが多いに国民の心理にマイナスの影響を与えるかと感じておるわけであります。

○説明員(大泉隆史君) ただいま警察当局からも

それがいかに国民の心理にマイナスの影響を与えるかと対応しなきやならないという決意を先般も

あります。今までの国会の御答弁におきましても

はその場において、宮澤総理の決意が容易ならぬものであるということを感じておるわけでござります。

○岩本久人君 僕の貴重な時間とそのようなことで使つてもらつちや困ります。大臣に僕は聞いておるんですよ、一週間とか十日とか一月とか二月とか、どの程度だと思いますかと。お願ひいたし

ます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 岩本委員の御質疑、私はよく気持ちわかるんです。

ただ、私どもいろいろと実は相談をしておるのでございますが、各党が御相談をされ、いよいよ本会議とか委員会であるとかそういう場における審議がどのような形になつていくかということを考えてみますと、今の段階で何ヶ月かというと

をすぱりとお答えするのが非常に難しいんです。その事情は察していただいて、できるだけ速やかに対応してまた実行したいという決意を表明する

ことによって御推察をいただきたいと思います。

○岩本久人君 時間がありませんので、やむなく

次に進みます。いよいよ本題に入ります。

連日、こういうことで次々新しい疑惑、事件、初めて耳にするようないろんな問題が次々に金丸元副総理のこれに対する決意も極めて強い並み並みならぬものがあるというふうに私は感じております。そして、宮澤内閣の閣僚の一人として最大限の努力をしていく覚悟でござります。

○岩本久人君 や、覚悟はいいんですよ。決意もいんですよ。成立した場合、周知期間は最低

体的な事実関係を把握いたしておりませんので、それにつきましてどのような犯罪が成立するかと

いうことにつきましては、ここでお答えはちょっといたしかねるところでございます。

○説明員(大泉隆史君) ただいま警察当局からもお話をございましたように、具体的な事案における犯罪の成否は具体的に収集されまし証拠に基づいて判断される事柄でございまして、法務当局としては個別の犯罪が成立するかどうかという点についての答弁は差し控えさせていただきたいと思

います。

○岩本久人君 警察庁長官に伺いますが、一般論人として誠意を持ってこれから対応していく、そしてそれを国民にも理解をしていただくことに最大の努力をしていかなければならない、このよう

に思つております。

○岩本久人君 では、個別の問題に入ります。

四月一日に、東急建設五島社長は二年前の山梨知事選挙のときに金丸氏側のたび重なる要請で五百円を出して使途不明金として処理したということですが、では、山梨の小沢候補の選挙の收支報告にその中身があるのか、あるいは金丸氏の政

治団体にあるのか、その点についてまず伺います。

○政府委員(佐野徹治君) 金丸前議員の指定団体である新国土開発研究会の平成三年分の收支報告書を確認いたしましたところ、収入の寄附の内訳の欄に東急建設の記載はございません。また、平成三年二月の山梨県知事選挙の際の小沢澄夫候補の選挙運動の收支報告書により確認いたしましたところ、寄附者の欄に東急建設の記載はございません。

○政府委員(城内康光君) 法令違反の事実が確認できましたら、私どもは厳正に対応いたすという姿勢でございます。しかし、ただいま刑事局長が

答弁いたしましたように、具体的な事実関係といふものがやはりつきりするということが大前提でございまして、それがつきりしないのにどう

かということをちょっと申し上げるわけにはいかない、こういうことを申し上げたわけであります。

○岩本久人君 時間がありませんから、お聞き問題に入りますが、先般のこの委員会でも私は山梨におけるこの金権、利権構造、これは大変失礼ながら

本家は山梨ではなくて島根だと思っておるんですが、全国的にそういうのはあるんです。公共事業を発注する、指名競争入札でも必ず談合がある、

落札したところは三%から五%の裏献金をリベートとして上納すると、この制度ですね。

ということは、よく考えてみると三%五%出し

ても十分にペイするということなんですね。とい

うことは公共事業の発注の設定単価に問題があるのではないかということが一つ。それと、入札制度を今度見直すということのようですが、それはどのようになっているのか、建設省に伺いたいと

思います。

○説明員(城外求行君) まず、私どもの工事を発注するに際しての積算の考え方について御説明を申し上げます。

建設省が工事を発注するに当たりましては、予算決算及び会計令によりまして取引の実例価格に基づいて予定価格を定めることと規定されております。予定価格の内容でございますが、これは工事の施工上必要な材料費でありますとか労務費等から成ります直接工事費、それから施工のときに共通的に必要になります共通仮設費、さらに工事を管理するために必要な現場管理費、それと一般管理費等こういったものを合わせて定めることになつております。

その内容をもう少し申し述べさせていただきまます。予定価格のうちの材料費につきましては、直接工事費のうちの材料費につきましては、財団法人建設調査会あるいは財団法人建設調査会というところが毎月発行いたします物価資料といったものに基づいて決めております。それから労務単価につきましては、建設省運輸省農水省共同で実態調査をいたしまして、その結果をもとに大蔵省とも協議をして決めさせていただいております。さらに、施工単位ごとに必要となります所要人員等につきましては、工事の実績に基づきまして標準的な歩掛かり等を決めさせていただいているということでござります。

少しありますが、共通仮設費というのは現場での工事の準備費用、あるいは現場管理費といふのは労務管理費とか福利厚生といった内容になります。さらに一般管理費等につきましては、民間の取引に関する事項といったものは除外するというような措置をいたしまして定めている

ところでございます。

的確に実態を把握いたしまして、積算に努力してまいりたいというふうに思っております。

○説明員(風岡典之君) お答えいたしたいと思

います。

私の方からは入札契約制度につきまして建設省で現在どいう方向で改善の見直しを行つて

いるかということについてお答えをいたします。

最近の建設業界をめぐる大変厳しい批判、また入札契約制度につきまして運用上不透明な点があつたのではないか、そういう御指摘をいただいておりますことを私ども大変重く受けとめているわけございまして、去る三月二十九日でございましたけれども、今後の入札契約の改善について建設省の対応方針というものを発表させていただきました。

現行の入札制度につきまして、より一層透明性、競争性を確保するという観点から、まず建設者の直轄工事におきまして平成五年度から新たな入札方式を導入する。具体的には、技術情報を幅広く募集しまして入札参加者を選定するそいつた方

式とか、あるいは入札に当たりまして業者の方々に施工に関する技術提案を出していただくことを認めるそいつた方式を導入することとして、本年度はトンネルとか橋梁等につきまして建設省関係で全体七十一件につきまして新しい方式を実施するということで、先般公表させていただいたところであります。

それからまた、入札手続面でございますけれども、さらに透明性あるいは適正を図るということでありまして、現在省内に入札手続の改善検討委員会というのを設けておりまして、一ヶ月ぐらいをめどに、具体的な検討事項としましては指名基準というのをより具体化するとかあるいは指名されなかつた人に対して理由説明をする、そういう制度等につきまして今検討しているところであ

りまして、できるだけ速やかに結論を出して、そういった新しい制度で今後実施をさせていただきたいというふうに思つております。

○岩本久人君 時間が来ましたので、最後の一問です。

公共事業の適正な執行について、いかに今後チェックしていくかという自治体の機能の問題ですが、その一つはやはり監査委員制度がもつと

ちゃんと機能するということだと思うんですね。

私もかつて昭和六十年から県議会出身で、監査委員を一年ほどつておりました。今思うと反省す

ることしきりだったなと思うんです。そのときに財務監査しかなかつたということですが、その後改訂になつたようです。現在どのようにになつておられますか? それから改正になつたならもう少しちゃんとなつていなければならぬが、どうも十分機能しないといふことになれば、その辺の周知徹底がおろそかになつてゐるのではないかと思いますので、その点については強く要望しておきます。

それでは、実情を聞いて終わりたいと思います。

○政府委員(紀内隆宏君) お触れになりましたよう、平成三年四月に地方自治法改正をやつておきました。それ以前は、地方公共団体の監査委員の一般的な監査の権限としてはいわゆる財務監査、財務に関する監査を行うこととされておりました。俗に言われるところの行政監査につきましては一般的な監査としては行えないということになつておりました。それを平成三年四月の自治法改正で新しく第一項というものを加えまして、そこで監査委員は必要があると認めるときは地方公共団体の事務または政令で定めるものを除く機関委任事務の執行について監査することができるといふ、いわゆる行政監査ができる、こういう方向に改正されたわけでございます。

それから実施要領につきまして先般四月五日の事務次官会議で決定を見たところでございまして、その中身をかいづまんで申し上げますと、まず对象の地方公共団体につきましては、原則として人口二十万とあります。それにこだわらずに彈力的に運用していくというふうなこと。また申請の手続につきまして、その資料であるとか関係都道府県との協議の結果の意見であるとか、あるいはその申請はいつまでにやればよろしいかという点では、ことしについては八月末、以後毎年六月末

員会を開いたします。

休憩前に引き続き、地方行政の改革に関する調査を議題とし、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について質疑を行います。

○関根則之君 大臣がお見えになるまで、事務局に二、三お尋ねをいたします。

今、地方分権を進めなければならないということ

でいろいろな議論がなされているわけでございまますけれども、その中で地方分権特例制度でありますとか中核市、広域連合、こういった問題が調査会等でも答申の課題になつてゐるわけでございまます。先日も、五日でございましたか次官会議で

バイロット自治体に関する実施要領の決定があつたというふうに伺つておりますが、一つの試みとして非常におもしろい制度ではないかと私どもも期待をいたしておりますけれども、このバイロッ

ト自治体につきましての状況、それからそれに取り組む考え方についてお伺いをいたします。

○政府委員(紀内隆宏君) お尋ねの地方分権特例制度につきましては昨年の十二月八日に閣議決定されました。そこでは制度の趣旨、目的あるいは対象地方公共団体、申請及び指定というものについての骨子を決めたわけでございます。

その実施要領につきまして先般四月五日の事務次官会議で決定を見たところでございまして、

そこで監査委員は必要があると認めるときは地方公共団体の事務または政令で定めるものを除く機関委任事務の執行について監査することができるといふ、いわゆる行政監査ができる、こういう方向に改正されたわけでございます。

それから実施要領につきまして先般四月五日の事務次官会議で決定を見たところでございまして、その中身をかいづまんで申し上げますと、まず対象の地方公共団体につきましては、原則として人口二十万とあります。それにこだわらずに彈力的に運用していくというふうなこと。また申請の手続につきまして、その資料であるとか関係都道府県との協議の結果の意見であるとか、あるいはその申請はいつまでにやればよろしいかという点では、ことしについては八月末、以後毎年六月末

○委員長(佐藤三吉君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

○委員長(佐藤三吉君) ただいまから地方行政委

る。それから、特例措置の申請の取り扱いとか本部の構成員であるとかそういうことについての要領を定めているということをございます。

それで、とりあえずパイロット自治体になろうとするものはことしに限つては八月末までに申請する、こういう扱いになつておりますので、私どもいたしましては、まずその四月五日の実施要領そのものにつきまして早速地方公共団体に周知方を図つたところでございまして、今後具体的な運用に入るわけでござりますけれども、できるだけ地方公共団体のもろくみに沿つて例えば許認可等の権限が最もそれに適したように彈力的に運用されるよう中身の充実に配慮してまいりたい、このように考えております。

○関根則之君 いろいろ基準も定められているようございますけれども、できるだけ弾力的にこ

ういう制度は運用をしていただきたいと思います。

それから、中核市の問題でござりますけれども、

私は基本的にそろそろ第二次の町村合併、市町村合併というようなものも考えていかなければいけない時期に来ているんではないか、そんな感じがしておりますが、いずれにいたしましても、基礎的な地方公共団体であります市町村の機能を強化していく、財政力もつけていく、そういう方向で

地方自治の充実というものを考えていかなければいけないだらうと思っております。

そういう中で、政令指定都市の基準の実際の運用が非常にこのころは難しくなつてしまつて、実際の指定は八十万ぐらいの線ではないかと思ひますが、そうなつてきますと、標準団体が十

万ですか、それと八十万の間に自分で相当大きな力を持つていてる都市があるわけでござりますけれども、そういうものについてできるだけ自主的

な行政運営ができるようにしてやる、制度の上でも優遇をしていく、そういう行政的なインセン

ティブを与えてやる、またそういうものを進めていく制度というものが必要なんじやないかという感じがいたします。そういう考え方の上に中核市

の問題が議論をされているんじゃないかと思いますし、非常にそういう意味では私は結構なことだと思います。

また、これは府県連合まで考えたものだと思いますけれども、広域連合の議論が出てきておりま

して、できるだけ早く実施をしたらどうか、こういう声があるわけでござります。聞くところによりますと、来年の通常国会ぐらいまでには法案を

間に合わせて準備を進めていこうか、こういうような動きもあるようでござりますけれども、最近の中核市、広域連合の状況につきまして様子をお伺い申上げます。

○政府委員(紀内隆宏君) まさにお話しいただきましたような観点から中核市の議論を進めているところでござります。また、広域連合につきまし

ても、都道府県・市町村のそれぞれ組む場合、あるいは都道府県と市町村で組む場合、そういうものも想定して検討が進められているわけでござい

ます。

恐らく今月、もう少しだちますと本答申をいた

だけることになるかと思つております。本答申が出た晩には、それの法制化に向けて所要の作業がござりますので、そういう点を整理し、関係省庁と協議を整えながら、あと二年ならば来年

の通常国会に持つてていくというふうな決意で臨みます。

○関根則之君 答申の出方との兼ね合いもあると

思いますし、実際問題、法律にしていくといふことになりますと、いろいろ難しい各省折衝を初めとしてござりますから簡単にはいかないとは思ひますけれども、ぜひひとつできるだけ早い機会に法案としてまとめて制度化できるよう御努力をお願い申上げます。

大臣がお見えになつたようでござりますので、大臣にまず御所見をお伺いしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、地方分権、

地方重視の政策をこれからやつていかなければならぬ、これも大方の国民がそのように考えて

いるのではないかと思ひます。残念ながら、それ

が遅々として進まない。ことしは明治百二十六年ですか。明治二十一年に市制、町村制が施行され、また昭和二十二年に地方自治法が施行されましてから正確には四十六年、約半世紀を間もなく迎え

るわけでござります。そういう地方自治の歴史から考えましても、そろそこの辺で本当に名実ともに充実した地方自治制度というものを実現していかなければいけない。私もそれを悲願としているわけでござります。そういうことを実施していく上で、今の時期というものは私は非常に絶好のチャンスではなかろうか、そんなふうにも実は考えているわけでござります。

先ほど大臣の御答弁の中に、天の時だというお話が二回ほど出てまいりまして、ああ大臣もやっぱり同じような考え方をなさっているのかな、そ

んなふうに理解させていたいたたわけでございまます。私なりに最近の世界の情勢というものを振り返ってみましても、戦後長い間続きました米ソの冷戦構造というものが世界史的には終えるを見たわけでござります。しかし、それで終わつたか

と思ひましたらとんでもない話でございまして、あと地域的な紛争でありますとか民族的な紛争、

こういうものが多発をいたしているわけでござります。

人類というのは発生が一つのところから出で

て生活をし、国をつくり町をつくつて、いるよう

ござりますけれども、何か見えざる手みたいなもので信号があるのかわかりませんが、お互いに相

呼応しているようなそういう面があるんじやないかと思ひます。けさの新聞などでも、アゼルバイ

ジヤンでまた内紛が起つて、いるようでございま

すし、セルビア、ボスニア、これらも国内の紛争とい

うのは大変な問題が起つております。ソマリア

でありますとか、あるいはカンボジアへ我が自衛

隊を出しておられますけれども、こういった地域で、

行政の仕組みをどうしていくんだと、そういうと

ころまで発展をさせて、もちろん行政改革を当然

その中に含みまして見直しをしていく。そういう

機会として受けとめて、そのため必要な改革を

この際思い切つて実施をしていくべきではない

か。そんな感じがしてならないわけでござります。

そういう意味から申し上げまして、長い間の懸

案であります中央の権限を地方に移譲していく

自らの行動範囲を拡大するに、少しずつでも進んでいく、そういう改革をせひひとつこの際大きく前進をさせる機会としてとらえていくことができないのか。

経験を積まれ大変な見識をお持ちの村田自治大臣を私どもはお迎えすることができまして、地方自治関係者は、大喜びでお迎えをしたわけでござります。大臣に対しまして懸案でございます地方法令の進展のために御努力をいただきたいと思つておるわけでございまして、そのことにつきます大臣御就任をいただきまして懸案でございます地方分権の取り組みにつきましての御見解、御所見を賜ればありがたいと思つております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 関根委員から地方自治、地方分権全般についての御質問がございました。

従来のようすに明治以後百二十年になるわけですが、ございますが、そのとき初めて日本の近代国家となるものが成立をいたしました。そして、午前中の御質疑に申し上げたとおり、當時、東京は百十五万人しか人口のない、日本唯一の地方公共団体ではございませんでした。しかし、この百二十年の間に東京は一極集中し、人も物も金も情報も全部集めてしまつたために、地方自治制度からいえば非常に跛行的な状態が来ておると私は思つております。

明治の初年には人口は三千万しかなかつたんですが、今一億二千万持つておる。しかも東京は明治初年の十倍であつて、地方の府県では一・八倍とか一・九倍というのが多いのですが、市町村によつては過疎のために明治よりもずっと人口の減つてしまつたところもある。こういう中で地方自治というものをどうやって打ち立てていくかというのが関根委員の大きな御質問の趣意であります。

昭和二十年代になつて一万数千というところになつたのでござりますが、市町村合併促進法等によつて現在は三千数百になつております。そして、地方分権、地方自治制度について非常に大きな問題を投げかけておると思ひます。

したがつて、まず広域行政に対応しなければならない。広域行政というのは例えば四十七都道府県でいえば道州制を実施するか否か、あるいは都道府県連合を実施するか否かというような問題があります。それから三千数百の市町村は、例えば人口の非常に大きな大都市でも、あるいは私のふるさとにあります富山村という村は今人口二百余りしかありません。明治初年には八百ぐらいあつたと言われております。それだけ過密過疎が大変な状態で進行してしまつた。したがつて、大都市には政令都市としての特別の自主制度が施行されておりますが、それ以外の都市と政令都市との間で同じ地方自治法の市町村として律していくべきいかどうかという大きな問題があります。

広域行政という観点から、これについても例えば中核市制度あるいはバイロット制度というような提案がなされております。したがつて、行革審の答申あるいは地方制度調査会の答申等々、広域行政に対してもう一つ対応していくかといふ大きな工夫であろうかと思います。大方向としては中央政府は外交や防衛のような権限を持つ、そして小さなしなやかな政府、地方分権、地方自治の制度は住民に直結した行政をしっかりと行う地方公共団体、こういうふうに考えるのが基本的な筋だと思いますが、その中で現在はまさに私は天の時と申し上げましたが新しい試行錯誤の時代が来ておる、この機会に広域行政のこともしっかりと実を上げていかなきやならないし広域行政との関連において政治改革もなし遂げていかなきやな

午前中の政治改革のお答えにも申し上げましたらぬと思います。よう、ただ単に選挙制度の改革とか政治資金規正法の改革であるとか、それだけでは目的は達成しない。まさに、広域行政の観点から都道府県連合あるいは道州制も見据えなきやならないだろう、市町村のもう一回大きな合併も考えなきやならないかもしない、そういうた時點であると私は思つておりまして、政治改革というのはそういう大きな問題点を含む課題である。

そして、その判断の原点は、それが国民のためにならぬことか、そういうことではございません。そういう大きな視点に立つて日本の二十一世紀へのグラン・デザインを決めていかなければならぬ。これは、国土庁等で示しております三全総、四全総にもそぞういう広域行政の理念がはつきりと出ておるわけでありまして、こういつときに一緒に地方自治を、地方改革を、地方分権をやっていこうということを考えておるわけでござります。

権限の地方への移譲、財源の地方への移譲、これはまさに二十一世紀に向かう私は日本のグラン・デザインであると思っておりまして、関根委員のお考えになつてることと志を一にするところではないかと思つております。

○閩根則之君 先日も第三次行革審の中間報告がなされました、その中では、二十一世紀を展望して、望ましい地方行政制度をこれから議論をする。その際に、従来から議論されておりました道州制の問題にまで突っ込んでいろいろと検討をすべきだと、こういった議論がなされております。

大臣、どうかせひお力を十分に発揮していくたな
きまして、今まで、ややもすると問題が難しけれ
ば難しいほどちょっとまあ先送りでというような
こともあつたんじないかと思いますけれども、
こういう変革期でございますから、こういった基
本的な問題につきましても積極的に、道州制なん

す。
という問題になれば今の政治改革なんか吹っ飛んでしまうような、国家構造の骨格の変更を伴うような問題だと私は思うんで、そういう問題にも挑戦をしていくようにお願いを申し上げておきま

國、地方を通じまして大変財政状況が苦しいわけでございます。しかし全体としては、自治省の皆様方に大変御苦労をいただいて、また地方行政委員会の先生方のお力もいただきながら、地方財政は年々充実の方向にあると思うんです。歳入中に占める地方税収の割合も、昭和三十年が三四%、四十年で三五%、五十年には不況の関係もありましてちょっと下がりまして三一%と、三〇%台をずっと推移してきたわけです。昭和六十年に初めて四一%と四〇%台に乗りまして、ピーカは六十三年ですか、四四%。決算でそこまでいつたんですが、その後ちょっと落ちまして、今回の不況もありませんして平成三年度のこの前出されました数字では四一%に落ち込んでおります。

交付税を加えました一般財源でも、昭和六十年代になりましたから六〇%台に到達をして本当に地方団体関係者は喜んでいたわけですが、平成元年の六二・七%をピークに、ここまた少し落ちてきているわけです。これは経済の変動に伴つて税収が動くわけですから、それは国、地方を通じての税収の両方がそうですからやむを得ない面もあると思います。しかし、そういう中で、今回四千億の交付税の国の方への貸し付け、貸し付けじゃないのかかもしれません、減額措置を講じているわけでございます。

「 こういう状況の中で、地方財政の運営に心配する向きもありますから、心配はないんだといふことはあればその旨をひとつ答弁いただきたいと思いますし、これから的地方財政の運営につきまして何といいましても自主財源、一般財源が大切なことでございますから、その方面の充実につきまして、大臣の考え方をお聞かせいただければありがたいと思います。」

○國務大臣(村田敬次郎君) 今後の進め方でござ

いますが、地方自治法などで定められておる地方の権限というものを法律的にももつと強化しなきやならないのは当然でございます。しかし、実質的にこれを移譲していくことが必要でありまして、まさに私は地方分権、地方自治の問題は超党派の問題だと思っております。したがいまして、各党いろいろな御議論をいただくことに心から非常に専門を申し上げておるわけでござります。

地方の財源は、地方交付税を含めて計算をいたしましたから、一般財源としてはふえてきておるわけです。昭和二十四年のシャウブ勧告當時から、國の事務、府県の事務、市町村の事務というのを分割して考へる考え方が非常に強いのであります。これは予算委員会等で官澤総理がお答えになりましたように、法律で書いてある以上に財政的にも権限的にももつと強化をしなければこれから世の中に対応できないんだという根本でございまして、私は、その意味で交付税という一般財源をもつと拡大してやつていかなきやならない、それにはどうしたらいいかという個別論が出てくると思います。

それからまた、地方権限の強化ということになりますと、実質的には許認可権はちつとも減つてないということが言われるわけでありますから、具体的に住民の福祉に直結する権限の分配が必要であるとも言つておりますので、やはり地方財政上及び権限上ともに並行をして行つていかなきやならないと思います。

大都市の発展は無限に膨張をさせてはならないのであります。これは、東京都民の方々のためにも日本国民のためにも一極集中を排除して地方分権を確立する最も大切なときだと、こういう観念をしておりまして、その方法としては多極分散型の国土、つまり真珠のネックレスのような中での玉が輝くような地方自治をやつてきました。こういうのが私の根本のねらいでございます。したがつて、そういう目的に向かつて逐次制度改革及び住民の意識の改革をやつていかなきやない、こういうのが私の根本のねらいでございます。

ない。それには、国税の一定部分を譲与していく交付税制度、それから地方債のような許可制度、いろいろなものをしてかりと駆使して、国民の立場に立つて地方分権を実施していくなければならない、こういう覚悟を持つておるわけでございます。

御指摘になりましたように私は財政の最も弱い県におきまして今から三十年以上も前に財政課長などをやつた経験もございますし、また、私のふるさとは愛知県で、これは財政的には相当程度の大県であると思われています。そういう意味で、いわゆる富裕県というのもそれからいわゆる農山村県と言われるものも、ともに地方分権の基盤の上にしつかりと国民が福祉を享受していくような地方分権をなすべきである、こういう私は考え方でございます。

うに拝見するんです。この人が、江戸時代には経済の中心は上方であった、堺それから兵庫、京等の上方であった。当時は、何を船に積んでいつて江戸へ持っていくても飛ぶように売れた。江戸は行政の当時から中心であつたのだ。つまり、その当時は二眼レフの形であつたのだと思つてございます。

ところが、明治以来もうやむことのない首都集中が始まつて、ついに一千二百万という巨大な都市がこの日本に出現をいたしました。これ以上ほうつておけば、これはもう私が改めて申し上げるまでもなくよく御承知のように、災害の問題がござりますし交通対策あるいは環境問題、ありとあらゆる問題が東京に集中をしておる。このままにしておいたら東京都民のためにも本当に不幸なことであるという、そういう観点から一極集中を排除、多極分散型国土建設というスローガンが始まつたわけでござります。

○統訓弘君、首都機能の移転に對する都民の、あるいは鈴木知事、都議会の不安なり不満なりを要約すれば、私は以下の六つに要約できるんじやなかろうか。

その第一は、東京は日本の政治、經濟、文化、情報等すべての中心であり、今までは機関車的存在的であつた。それが移転を機會に衰退するのではないか、こんな不安が一つあるんじやなかろうか。

それともう一つは、都は、国の四全縦の趣旨を体して、今まで都なりの多極分散型の都市に実行するため、特に鈴木知事は、マイタウン東京計画をつくって、それを公にしては鉄道の事業を進めておられる。そんな矢先に東京は首都移転があつたんではかなわぬ、こんな感じを持っておられるんじやなかろうか。

それともう一つは、この首都機能の移転は経費的にも莫大な経費がかかるんではないか。東京都の改造よりもむしろ大変な経費がかかるんじやないか。そういう意味では国民的な損失だというのが第三点目。

に知事や都議会が問題にしている問題点だと存じます。

したがつて、今大臣はどういう状況のもとでこの移転の計画を二十八年来続けてきたかその哲学的なことをお述べになりましたけれども、今申し上げた都民の六点にわたる不安に対し、わかりやすい、都民の幸せ云々というお話をございましたけれども、もっと具体的に理解、協力を得られるようなそんな御説明をいただければありがたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 非常に広範な視野にわたつて論点を開いていただきました。拝聴いたしました。

大都市といふものの考え方なのでござりますが、リルケという詩人兼小説家がパリのことと称して、二十世紀初頭ですか「マルテの手記」の中で、人はみんなこの大都会に集まつてくるらしい、しかし私はここでは毎日人が死んでいくとしか思えないので、という表現をしていますね。私は、この表現は非常にうまいと思うんです、いわゆる江戸時代にあつてはこのような巨大な都市はできなかつたわけありますから。

的にも莫大な経費がかかるんではないか。東京都の改造よりもむしろ大変な経費がかかるんじゃないか。そういう意味では国民的な損失だというのが第三点目。

同時に、第四点目は、時間が大変かかるんじやないか。

そして第五点目は、ブラジリアだとキンバニテ等、おもに首都の多云々人内にござして

、
の
都
部
えないのでだという表現をしていますね。私は、この表現は非常にうまいと思うんです、いわゆる江戸時代にあってはこのような巨大な都市はできなかつたわけありますから。

明治初年の東京は非常に水の豊かな緑の多いすばらしい都市だったということが言われております。それがわざか百年ちょっととの間に今の東京ができてしまった。こう、うごこでござ、まことに

議員の質問に対し、首都機能の移転は即地方分権に通ずるんだ、したがって何としてもこれを国民の理解を得てやり通したい、こんな力強い発言がございました。

両院で国会等の移転決議がされました。そして、去年の十二月十日に国会等移転基本法ができたわけでございます。間もなく四月からその調査会が発足をするということで、先ほど申されました広

そこで、大臣は首都機能の移転と地方分権とのかかわりについてどんなふうに考えておられますか、そのことを御説明願いたいと存じます。

○國務大臣（村田敬次郎君） 私は、首都機能移転が東京都のためにもなる、そして日本国全体のためになるという信念でございます。

これも一つ例え話を申し上げさせていただきますが、「菜の花の沖」という司馬遼太郎さんの、司馬遼太郎さんというのは非常に首都移転論者のよ

中委員が委員として参画をされる調査会も今月の二十日前後には開かれるというふうに聞いております。こここのところを舞台として、しつかり一極集中を排除する。東京都民のためにもそれを排除し、多極分散型の真珠のネックレスのような国十をつくるというこういう理想でございまして、私はいつも言うんですけれども、この問題は与野党という区別が余りないんです。与与与と野党ぐらいかなと思つておりますが、そういう気持ちで推

ならば、日本における首都機能というものの移転も、状況によつては成功するかどうかわからぬ。そんなこれは都民の不安ですから、そういう考え方があるんではなかろうか。

そして第六点目は、とにかく過去の歴史が示すように、非常のときなら別として、平時のときの首都移転というのは大変困難な問題が山積をするにやないか。

これら以上六点が私は都民の不安であり、同時に

そのときには鈴木が事務官をやろうと考えておるのかと、こう言われますから、本当に考えておりますと言つたら、わかつたと。それでは自民党へ一回私が出かけて、いつ私の方を述べてみようとおっしゃつて、お約束どおり自民党的調査会に来ていただきました。

そのとき都知事が申されたのは、一極集中排除主義だ、多極分散型の國土をつ

○ 統訓弘君 首都機能の移転に対す
進をしてまいるつもりでございます

に知事や都議会が問題にしている問題点だと存じます。

○鈴木弘君 首都機能の移転にかかる都民の
るいは鈴木不知事、都議会の不安なり不満なりを要約すれば、私は以下の六つに要約できるんじやな
からうか。

したがつて、大臣はどういう状況のもとでこの移転の計画を二十八年来続けてきたかその哲学的なことをお述べになりましたけれども、今申し上げた都民の六点にわたる不安に対し、わかります

報等すべての中心であり、今まで機関車的存続であった。それが移転を機会に衰退するのではなかろうか、こんな不安が一つあるんじやなかろうか。

やすい、都民の幸せ云々というお話をございましたけれども、もっと具体的に理解、協力を得られるようなそんな御説明をいただければありがたいと思います。

体して、今まで都なりの多極分散型の都市に実現は
都市改造を行っている。特に鈴木知事は、マイタ
ウン東京計画をつくつて、それを公にして実は鈴
木の意それの事業を進めておられる。そんな矢先に審
議は首部多云々わざつこじでよかなつて、こしな然と

大都市というものの考え方なのでござりますが、リルケという詩人兼小説家がパリのこととを称して、二十世紀初頭ですか「マレテの手記」の中へたつて論点を開拓していただきました。拝聴いたしました。

は、言ふ者も車があつたんではなかれめ。こんな風に持つておられるんじやなかろうか。

で、人はみんなこの大都会に集まつてくるらしい、しかし私はここでは毎日人が死んでいくとしか思えないのだという表現をしていますね。私は、この表現は非常にうまいと思うんです、いわゆる江戸時代からつてはこのような巨大な都市はできま

レガシイ等の点で、意図的には国際的な性格たどり、それが第三点目。同時に、第四点目は、時間が大変かかるんじやないか。

そして第五点目は、ブラジリアだとキヤンペー事務所、やうに首都の多云々、人手的に今までして

戸時代においてはこのよきが自力が奢りに過ぎなかつたわけありますから。

明治初年の東京は非常に水の豊かな緑の多いすばらしい都市だつたということが言われております。それがわざか百年ちょっとの間に今の東京ができてしまつた。こう、うることでござりますて、

等々、もん既是に首都の形態の人「自」になさねば、いるという実験的都市がござります。それらの都市でも、人工的につくられた首都というのは失敗作をしてゐる。こんな言い方をして大変申しわけございませんけれども、そういう実績を踏まえこそ、

今、統委員が御指摘になりました東京都の鈴木知事とは、実は私はこの問題を国会で展開する初めからお電話を申し上げたり連絡を申し上げたりしております。

ならば日本における首都機能というものの移転も状況によつては成功するかどうかわからぬ。そんなこれは都民の不安ですから、そういう考え方があるんではなかろうか。

そのときは鈴木も知事が言われるのは木田さん、本当にあなたは首都移転をやろうと考えておるのかと、こう言われますから、本当に考えておりますと言つたら、わかつたと。それでは自民党へ一回私が出かけて、いつ私の考え方を述べてみたいと、おもひました。自分たちの意見を述べたいのですから、おもひました。

ようは、非常のときを除きして、平時のときと同様に、首都移転というには大変困難な問題が山積をするに至るに至った。なんじやないか。

みようと思つてお終りとなり自民党的な
査会に来ていただきました。
そのとき都知事が申されたのは、一極集中排除
ということは私は同感だ、多極分散型の国土をつ

につきましてござります。

なぜそういうことをしたかという理由でござります。消防機関が道路交通法上の緊急自動車として指定をされておりますのは二種類でござります。一つは消防のために必要な特別の構造または装置を有する自動車、それからもう一つは救急用自動車のうち傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造または装置を有するもの、この二種類でござります。

緊急搬送のために必要な特別の構造または装置を有するオートバイというのはございませんので、そなだとしますと、残りの方の消防のために必要な特別の構造または装置を有するオートバイがこれに当たるかということです。これら辺が若干疑念があると考えましたので、これは政令で定める事柄でございますから、消防庁の方からお申し越しがあれば政令を改正したいと考えております。そういうことで御理解を賜ればと存じます。

○続訓弘君

ありがとうございます。

○長谷川清君

関根局長がいらっしゃるから、先に警察関係の方をやらせていただきま

す。車に関するスピード違反であるとか違反駐車、ペルト着用の状況、飲酒運転、過積載といったこういう状況について、簡単に数字で今の状況をお知らせいただきたいんです。

○政府委員(関根謙一君)

昨年の取り締まり件数は

三十三万七千件余りでござります。それから最高

速度違反、スピード違反の関係でござりますが、これが二百三十七万件余りでござります。それから過積載で取り締まりました件数は七万七千件余りでござります。それから最高

速度違反、スピード違反の関係でござりますが、これが二百二十一万件余りでござります。

シートベルトの取り締まり件数を含めまして、昨年は全部一千百二十八万件余り取り締まりを行つておりますが、この中で最高速度違反、スピード違反、それから駐車違反、それにシートベル

ト着用義務違反、この件数が全体の約七〇%ほどを占めております。

○長谷川清君

こういう車に関するいろいろな違反ということ、これは現在法律があるからそういう違反が起こることですね。例えばこの車に対する規制ということは、安全というものを大前提において、安全を確保したいがためにいろいろの義務や規制をはめていく、こういう解釈でござい

ます。一般的の市民にアンケートをとりますと、総務庁の関東管区行政監察局で、あなたは行政の中の現業の窓口の部門でどこが一番よくなつたと思いますかという問い合わせに対して、一番よくなつたというものは税務署で、「二番目がお巡りさんと、こう答えてるんです。なるほど税務署では、お金を取る真っ先の機関でございますから、非常にこれは懸念の義務で、二番目がお巡りさんと、こう答えてるんでしょうか。

○政府委員(関根謙一君)

御指摘のとおりでございまして、法律で定めております交通のルールは、基本的に道路における安全の確保を目的として定められているものと理解しております。

○長谷川清君

例えは飲酒でござりますね。飲酒の場合に、酒気帯びをして運行していれば安全に対する非常対応で非常に危険であるから、例えはこれが自宅に到着をしてエンジンをとめて、そして運転手が降りようとするとき、その途中はずつと酒気帯びでいるわけですが、それを誰かが見ていて、あの人はお酒を飲んで酒気帯びでいいていますよと訴えがあったときは、これはどうなりますか。

○政府委員(関根謙一君)

恐らく飲酒検知器で検知をして、もし法令で定める基準以上のアルコール濃度が呼気のうちから検知されれば検挙をするということにならうかと存じます。

○長谷川清君

恐らく現行、六十五条でございます

と、それがアウトということになるのではないか。

しかし、こういう問題は例えはこれが訴えを起こして裁判になった場合、裁判所の判定ではそれは必ずしもそうではないという分かれ方をする場合があります。今までの判例を見ましても、そういう例が確実にござります。

私が一番言いたいことは、モグラたたきのよう

に現象が起つたらばんばんといろいろ義務づけや規制をしていきますね。そして法律でそれを

縛つっていく。こういうあります。それから駐車違反の関係は三百

十万件弱でございます。それからシートベルトの関係は二百二十一万件余りでござります。

シートベルトの取り締まり件数を含めまして、

昨年は全部一千百二十八万件余り取り締まりを行つておりますが、この中で最高速度違反、ス

ピード違反、それから駐車違反、それにシートベル

れなる治安の安定、これは国民が本当に喜んでいらっしゃいます。

一般の市民にアンケートをとりますと、総務庁の窓口の部門でどこが一番よくなつたと思いますかという問い合わせに対して、一番よくなつたというものは税務署で、「二番目がお巡りさんと、こう答えてるんです。なるほど税務署では、お金を取る真っ先の機関でございますから、非常にこれは懸念の義務で、二番目がお巡りさんと、こう答えてるんでしょうか。

○政府委員(関根謙一君)

御指摘のとおりでございまして、この件数が全体の約七〇%ほどを占めております。

○長谷川清君

こういう車に関するいろいろな違反が、確かにこれをつけていれば絶対安全なのだという確

信がドライバーの方々の間にまだ必ずしも十分に浸透していない、ということが一つあります。それからもう一つは、シートベルトは厄介なものでござりますから、それをつける習慣づけみたいなものが必要でございまして、その習慣づけの方が必ずしも十分うまくいくてないというところがあろ

うかと存じます。

そこで、まず効用に関する確信の方でございま

すが、これは先生ただいま官民一体となりあるいは地域と一緒にしてそういうソフト面の努力を

してはどうかとの御意見をいただきましたが、私は、取り締まっていく、というこの法律それから規則、そしてそれに対する罰則強化、こういう

ありようはハードな部門において警察業務の非常に大きな柱の一つでございますけれども、もう少し、警察全体のもう一つの側面であります例

えばお巡りさん道を聞けば親切に教えてくれる

といふこというイメージが市民の答えの中にはあります。そういうソフトな部分をどんどん、市民の悩みや地域社会の中におけるいろんな相談を広げていくような方向。

今、運転もしかりでありますけれども、ベルトを締めなさい、という法律をつくります。本来なら、その法律よりは自分の身は自分で守る、自分

の自覚においてドライバーがその着用を図つていく、そういう方向でのいわゆるソフトな教育と

いうものを官民一体となり地域と一体となつてで

きるだけ時間をかけて推し進め、いよいよの場合に法律で縛つていく、こういう手順が本来なので

はないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○政府委員(関根謙一君)

御指摘の点はまことにございました。

ごともとも、私どもも全く同意見でござります。

そこで、現在どういうことをしているかといふ

点、二、三例を挙げて御説明申し上げたいと存じます。

○長谷川清君

時間がございませんので、この間

ただいま先生はシートベルトを例に挙げていた

題についてはこの程度にしたいと思いますが、道交法の一部改正というようなことも何か用意があ

るようでござりますから、その場の中でも少しつま

をおいたので、じつくりこれはお聞きしたい点がございます。

それでは次に、経済情勢と今の景気の状況でございます。

これは大臣にお伺いをしたいのであります、

この状況を見ておりますと、昨年の十二月段階で実質GDPは年率〇・五%増という非常に低成長であります。鉱工業生産指数では前年比で七・六%低下で、これはもう十六ヶ月連続マイナスという状況であります。在庫指数も二・二%で、これもずっとマイナスでございます。法人企業の売上高、経常利益、設備投資、これは全部すべて低迷をしておりまして、さらに悪化の一途をたどっております。

その中には、所得の伸びが低迷しておりますから、これまた消費の支出も低迷である、こういう状態であります。有効求人倍率は〇・九三と、一をすっと切り続けておりまして雇用情勢は非常に悪化状況にございます。したがいまして一月の完全失業者数は百五十二万人、けさの新聞では百六十万人という状況でございまして、前年同月よりは十一万人失業者がふえておる。さらに企業倒産の五八%。これは不況倒産という性質を持つおりまして、これもまた今後続く傾向にござります。

こういうふうに、もうとにかく不況の底が一部見えたよと口では言いますけれども、現実の数字の中にはこれは見えてこないという深刻な状況であります。こういったことがもう二十八ヶ月も連續しておるという状況の中で、この間も予算委員会で、これはやはり政府がミスをした、これはやっぱり甘い判断で経済分析をして後手後手に回っていました、そして打つべき手を打つていなさいといつたことについて、宮澤総理もこれは認めています。このミスですと、こうお認めになりました。これは一連のものとして、大臣としてその辺の閣内にある一つのお立場からこの点をひとつお聞きしておきたいとの、こうなつてまいりますと、我々四党の野党で共同提案をしておりますいわゆ

る減税を初めとする対策というものを見つけておらず、閣内にありますても大臣のお立場からこれを進言していただけないか、こういう点と、また、こういう不況の波というものは地方行政に非常に大きく影響を及ぼしておりますので、自治大臣のお立場から地方財政に対するこれらの対策について所見をお聞きしておきたいと思

います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 長谷川委員にお答え申し上げます。

今御指摘になられましたように、景気は大変低迷をいたしております。実は、けさも例経済報告の関係閣僚会議が総理を中心にございました。一番新しい経済資料をもとにいろいろと日銀総裁も出て分析を行つたのでございますが、私自身の考へておりますのは、景気対策といふのは三つ大きな観点があると思います。

一つは、住宅関連の投資を起すこと。それから二つは、住宅関連の投資をしっかりとすること。

一つは、民間設備投資を起すこと。それから三つは、公共投資。この三つであると思います。ところが、非常に民間設備投資は在庫の量がなかなか減りませんために、これが活発に起きるということが望みにくい。住宅対策の問題は大分好転しつつありますものの、平均のサラリーマンの五倍の収入で家を建てるという理想にはまだ達しておりません。しかし、住宅投資は事実相当活性化しつつあると思います。

そうなると一番の決め手は公共投資であるといふ考え方をしておりまして、公共投資については平成四年の補正予算、それから平成五年の当初予算、平成五年の予算是各党の大変な協力のもとで成立をしたわけでございますが、この公共投資に重点を置いていくということを自治大臣としておこなうことを自治大臣としておこなうことを決めて、私のミスですと、こうお認めになりました。これは一連のものとして、大臣としてその辺の閣内にある一つのお立場からこの点をひとつお聞きしておきたいとの、こうなつてまいりますと、我々四党の野党で共同提案をしておりますいわゆ

真剣に検討中でございます。G7の会議等の行われる今月中旬をめどとして、ひとつ総合的な景気対策をしつかりもう一回つくろうじゃないかというので、党も中心になりましてこれを進めておるところでございます。

こういった各般の施策を組み合わせまして、各党とともに国民生活をよくしていくための景気対策を今後熱心にやつていかなきやならない。公共投資の前倒しももちろんそうでございまして、これについては都道府県の知事それから全國市町村長に私の名前で、公共投資をひとつしつかり促進をしてくれるよう、景気浮揚について協力してもらおうようにというような書簡も出したところでございまして、そういう視点から景気対策をしつかりと盛り込んでいきたい、このように思つておるところでございます。

○長谷川清君 今三つ言われました。民間投資、これはもう民間はバブルがはじけて投資意欲を失っています。銀行も貸し出し能力を失っているんです。公共投資もいろんなロスが多うございません。今までやつてもやつても効果が上がつてこないんです。いろんな意味で、一言も減税という点はございませんでしたが、住宅という投資は、その減税の中には住宅も入っております。所得税も入っております。そういう減税という効果について、もう少しくよくお考えをいただきたい。もう時間がございませんので、次へ行きたいと思うんです。

次は地方自治体という、先ほどから出ております地方分権とつながつてることでござりますけれども、ちょっと振り返つてみると、一八八八年に今の市町村という制度ができまして、一八九〇年に府県と郡ができるいつて、そして一九四七年、昭和二十二年の四月に今日の地方自治法とまつて地方の単独事業は一二%以上の前年度比で伸ばすつもりであります。

しかし、それだけですべて事足るというわけではありませんで、こういった景気対策を総合的に実施していくという観点で目下政府においても伸ばすつもりであります。

しかし、それだけですべて事足るというわけではありませんで、こういった景気対策を総合的に実施していくという観点で目下政府においても

の地方は窮屈な状態に入つていきましたが、ドイツのあのナチスの場合もやはり同じような同質の経験をしていると思うんです。いわゆる諸共産圏においても、イデオロギーにおいてこれが中央集権をして地方が窮屈する、同じような体験を積んでおられるところです。

したがつて、法律においては確かに地方自治法という法律を、姿、形は地方の制度はもらいましてけれども、いわゆる地方に自治はないということがその当時から言われておつて、一世紀たちまちに私の名前で、公共投資をひとつしつかり促進をしてくれるよう、景気浮揚について協力してもらおうようにというような書簡も出したところでございまして、そういう視点から景気対策をしつかりと盛り込んでいきたい、このように思つておるところです。

だからこそ、今までずっと熱心に大臣がおつしゃつております中央はスリムでしなやかで安く、地方は市民に密着した豊かで温かいと、こういうふうに本當にするのであるならば、私はパインロット法であるとか拠点法であるとかも大事だしあるべきものを地元に運んで、そういうものでは間構法だと思ひますけれども、そういうものでは間尺に合わないぐらいにもつとダイナミックに中央におけるなすべき業務をまず考え、そういうところから逆にはずつと、どれだけのものが地方に本来あるべきものを移管し、移譲しておけるのか。そういう点などを先ほど聞いておりますと、この推移状況でございますね。

だからこそ、今までずっと熱心に大臣がおつしゃつております中央はスリムでしなやかで安く、地方は市民に密着した豊かで温かいと、こういうふうに本當にするのであるならば、私はパインロット法であるとか拠点法であるとかも大事だしあるべきものを地元に運んで、そういうものでは間構法だと思ひますけれども、そういうものでは間尺に合わないぐらいにもつとダイナミックに中央におけるなすべき業務をまず考え、そういうところから逆にはずつと、どれだけのものが地方に本来あるべきものを移管し、移譲しておけるのか。そういう点などを先ほど聞いておりますと、この推移状況でございますね。

だからこそ、今までずっと熱心に大臣がおつしゃつております中央はスリムでしなやかで安く、地方は市民に密着した豊かで温かいと、こういうふうに本當にするのであるならば、私はパインロット法であるとか拠点法であるとかも大事だしあるべきものを地元に運んで、そういうものでは間構法だと思ひますけれども、そういうものでは間尺に合わないぐらいにもつとダイナミックに中央におけるなすべき業務をまず考え、そういうところから逆にはずつと、どれだけのものが地方に本来あるべきものを移管し、移譲しておけるのか。そういう点などを先ほど聞いておりますと、この推移状況でございますね。

だからこそ、今までずっと熱心に大臣がおつしゃつております中央はスリムでしなやかで安く、地方は市民に密着した豊かで温かいと、こういうふうに本當にするのであるならば、私はパインロット法であるとか拠点法であるとかも大事だしあるべきものを地元に運んで、そういうものでは間構法だと思ひますけれども、そういうものでは間尺に合わないぐらいにもつとダイナミックに中央におけるなすべき業務をまず考え、そういうところから逆にはずつと、どれだけのものが地方に本来あるべきものを移管し、移譲しておけるのか。そういう点などを先ほど聞いておりますと、この推移状況でございますね。

ながわかるよう、これをひとつお考へいただきたいと思いますが、いかがでしよう。

○国務大臣(村田敬次郎君) 先ほど御指摘になられました減税の問題は、実は今非常に景気対策の一環として真剣な検討がなされておるところと承っております。したがつて、この場で私が具体的なことを申し上げかねる段階にあるということでお理解をいただきたいと思います。

それから、広域行政の問題でございます。道州制は最近自民党の中にも道州制を考える議員連盟ができたわけでございます。そして、この問題について真剣に検討するということでございますが、四十七の都道府県を見ましたときに、対応は一律でございません。と申し上げますのは、私は大都市を控えた地域においては道州制の要望が非常に強いんだと思います。例えば関西経済連合会の宇野会長などは道州制ということをかねて言っておられますし、また、日本でもその問題がやがましく議論されたのは昭和三十年代以降でございます。

ただ、基本的に申し上げますと、国の直轄の統治としての中央行政機関である道州制ならば、これは二重行政であつてむしろ屋上屋であると思ひます。地方自治体として設置をする道州制であるならば、四十七都道府県に一律にその必要性があるのではないか、例えば東京圏あるいは大阪圏等々の大都市を控えた地域にあるんだと思います。したがつて、これが全國画一的に施行されるのは、自民党的議連でも言つておりますように、二十一世紀に入つて少なくとも十年以上たつてからであろうという予測をしておるよう聞いております。

まさに私は感じとしてはそういうことだと思いますが、広域行政の必要性は、例えば警察庁における広域捜査であるとかいろいろな面でたくさん出でるわけございます。水などもそうでございますね。そういう広域行政に対する必要性は今直ちにいろいろと検討をしなきゃならないことでございますから、道州制という言葉ではなしに、

府県連合あるいは府県の一部事務組合のような形があり得るのかな。それから、市町村の間では中核市あるいはバイロット制度というようなことがあり得るのかな。

私は自治大臣就任以来、行革審の会長とも地方制度調査会の会長とも話し合いをいたしておりますので、ひとつよろしく御指導をいただきたいと思います。

○長谷川清君 この問題についても話題が尽きないわけでございますので後日に譲りたいと思います。

最後になりますが、高齢化社会への問題としての、具体的にはシルバー人材センターのことにつきましてお伺いをしたいし、お願ひをしたいのでございます。

このシルバー人材センターというのは、実際はもう十数年になりますけれども東京都で高齢者事業団をつくって、そしていいことだからといふで中央にもシルバーセンターをつくって、それから全国市町村の三千三百のそれぞれの単位ごとにセンターをつくって、これは中小零細を卒業され

た六十歳以上の方々のことを考えて、それで登録制にして、私はどういうことができますよということで登録しておけばそこから仕事が来る。乱暴に言えはそういう簡単な組織でございますが、これが今現在では、三千三百ぐらいのつくるべき計画に対しまして六百四十カ所というのが現在の状況でございます。

この調子でいきますと、これは組織化されるだけでもあと三十年かかって全部でできないうなそういうテンポでしか進んでおらないのが現在の状況なんですね。今やまさに高齢化社会がどんどん進んでいます。スピードで来ているんですから、三十年たつて本当にいろいろと検討をしなきゃならないことでございますから、道州制という言葉ではなしに、

こういう点について、こういう方々が地域社会の中で非常に御苦労なさって、しかもこれは雇用関係のない方々の組織でございますからいろいろな意味においてハンドラーをよつているわけあります。この方々の今後の日本の社会に対してもの貢献度というものは非常に多岐にわたつて高いものがあると私は思います。

労働力不足というものがこれから起つてしまりますが、それにも貢献するし、健康で働いていますから医療にも貢献しております。また、非常に働くということに対する価値観の高い方々でござりますから、そういう仕事を通じましてよき伝統をこれからの方々にも継承していくるという価値もあるし、そういう高齢者がいるから、その家庭、娘や息子やそういう者も今度は明らかに頼ができるという効果もございます。あらゆる意味において、今契約金は九百一億円、その人口は二十四万人、発注量は百五万件程度の規模ではございますが、これが完成されたならば、非常に地域社会の中においての主役を演ずるほどの具体的な大きな組織になつていくはずでございます。

こういう点について、予算委員会では、官澤総理も労働大臣も非常に積極的な意欲的な答弁はいたしておりますが、ここで横軸の指揮官でございまます大臣から、ぜひひとつにらみをきかせていただいて、これを必ず促進していく、そしてバッ

〔資料配付〕

御承知のように、官澤内閣は昨年六月末、生活

大団五カ年計画を開議決定いたしました。その中で、高齢者保健福祉推進十カ年戦略、ゴールドアランを着実に推進する方向を明示いたしました。

その際、老人保健福祉計画を策定するとともに、今世紀中にデイサービスセンターを全国で一万カ所、ショートステイのベッドを五万床、特別養護老人ホームを二十四万人分、老人保健施設を二十八万床を目指し施設の整備を行う、そしてあわせて保健医療・福祉のマンパワーの確保を推進するとしています。

また、村田自治大臣もさきの本委員会におきま

す所信表明演説の中で、生活大団の実現のために地域社会の高齢化に対応して、高齢者保健福祉推進十カ年戦略いわゆるゴールドアランに呼応して地

方公共団体が実施する高齢者保健福祉推進特別事業を積極的に推進してまいります。ゴールドアラン達成のために今年度中に全国の市町村に老人保

な役割を十分に果たしていけるよう関係省庁とも連携をとり、支援策を講じていきたいと思います。

私は、実は欧米の老人ホーム等も何カ所も視察をしておりまして、これから日本にはこういう高齢化社会の時代が本当に大事なんだ、日本の行政は今必ずしも進んでいないということを認識してあります。

やつていただきたいと思います。

○長谷川清君 終わります。

○有働正治君 私は、市町村におきます高齢者保健福祉計画策定に関しまして、幾つかの問題について質問したいと思います。

委員長の方で私の資料配付について御配慮いた

おりまして、長谷川委員の御指摘を肝に銘じて

実施主体はもちろん市町村であります。ゴールドプランの直接の主務官庁は厚生省でありますが、このゴールドプランを実のものにするためには、自治省も市町村を所管する省庁として積極的に協力する必要があると考えるわけであります。特に市町村や住民の生の声を聞いて、必要があれば関係省庁に物を申すなど大臣の積極的な働きかけが期待されているわけであります。

そこで、大臣にお尋ねします。大臣のこの問題に対する所信表明との関係で、その決意のほどをまずお伺いする次第であります。

○国務大臣（村田敬次郎君） 有働委員にお答え申し上げます。

ゴールドプランにつきましては、ここに掲げられた目標の実現に向けて全力を尽くしているところでございまして、これを実現するために必要な国庫補助事業に係る地方負担につきましては適切な財源措置を行っていく所存でございますが、これに呼応して地方団体が地域の特性に応じて自主的に実施する高齢者保健福祉推進策を支援するため、地域福祉基金の拡充をも含め地方単独事業についても十分な額を確保することとしておるつもりでございます。

今、有働委員からゴールドプランの超過負担の実例の資料をいただきました。今後とも、地方団体が高齢者保健福祉施策を推進するために必要な財源につきましては、地方団体の意向を十分に踏まえ、よく協議を申し上げながら適切な地方財政措置を講じていく、こういう努力をよこいとの官庁としてやっていくつもりでございます。

○有働正治君 冒頭から積極的な発言でありますけれども、幾つか具体的にお伺いします。

この問題でいろいろな団体が市町村に対しで行ったアンケート調査や、私どもが独自に行つた都内の幾つかの区及び市での実態調査も紹介しながら、私質問したいと考えるわけであります。その点で、行政に反映させるべきは速やかに取り入れていただきたいという立場から積極的な答弁を求めるものであります。

まず、厚生省にお聞きします。全国の市町村は今年度中に老人保健福祉計画を策定することになつていて、現在の市町村におきます計画の策定状況をお知らせください。

○説明員(水田邦雄君) 老人保健福祉計画の進捗状況についてのお尋ねでござりますけれども、一月八日現在で全市町村の三割が計画作成中ないし原案作成済みということでござります。それから残り七割の市町村のはとんどが高齢者のニーズ調査を実施中ということでございまして、全体として順調に作成作業は進んでいるというふうに考えております。

○有働正治君 順調という御答弁でありますけれども、どうも計画策定の進行が遅れているように私は感ぜられます。また、現場に聞いても非常に苦慮しているのが実情のようでありますけれども、その理由なり、また今年度中にすべての市町村が策定を完了する見通しがあるのかどうか、どう考えておられるのか、お尋ねします。

○説明員(水田邦雄君) 老人福祉計画につきましては平成五年度中に作成するよう、こういう指導を行っているわけでございまして、現段階におきまして先ほど申しましたような進捗状況でございますので、全体としては順調というふうに認識しているところでございます。

それから、平成五年度中に計画作成をお願いしているわけでございますけれども、年度内の作成に向けて全市町村が取り組んでいるという報告を都道府県から受けております。

○有働正治君 私どもが取り寄せましたアンケートや実態調査の中で、計画策定に際しまして市町村からさまざまなる意見、要望が出されています。計画遂行上何が必要かという趣旨の設問に対しまして、最も多いのが国や県などからの財政援助問題であります。

例えは、現物を私ここに持っていますけれども、東京目黒区の福祉担当係長さんを始めとするグループの方々が全国の百八十八の市町村に対しまして昨年実施したアンケート調査結果がございま

予想に反し多くの自治体から回答が寄せられます。そしてその中で、それぞれの計画の作成に苦労されている様子もよくわかつたということとも明示されているわけであります。國、県等からの財政援助が必要のトップでありまして、市段階では五十八団体、約八一%でござります。町村では四十八団体、七二%であります。

また、私は、兵庫県保険医協会が県下の二十一の市、七十の町村に対して昨年十月に行いましたアンケート調査結果についても取り寄せてみました。それによりましても、市ではやはり要望のトップがこの財政援助問題であります。十九団体、二割余り。町ではマンパワーの確保がトップであります。が、続いて、國、県などからの財政援助、これが四十九団体、五五%と非常に多くなってございました。

また、神奈川県保険医協会が、県下三十七市町村に対して行いましたアンケートによりましても、三十の市町村が要望しています。八四%に達するわけであります。こうした状況を見ますと、文字どおり全国共通の声である、要望であると言つても私は過言ではないと考えるわけであります。

この要望に対し、自治省、厚生省はどう考えられますか、まず求めます。

○政府委員(湯浅利夫君) 先ほど大臣からも御答弁ございましたように、いわゆるゴーランドプランを実現するためには、所管省でございます厚生省だけではなくて、自治省も積極的にこれに対応すべきであるという考え方のもとに、財源措置につきましては私どもとしては最重点の一つとして考えているところでござります。

国庫補助事業の地方負担分を措置することは当然でござりますけれども、今年度の地方財政計画におきましても、地方の単独で実施いたします社会福祉系統の経費につきましては、他の経費に比べて大幅な増額をいたしまして基準財政需要額に

算入をしているところでございますし、また地域福祉基金の積み増しにつきましても、今年度も前年度に引き継ぎまして積み増しをする額四千億円を地方財政計画に計上いたしまして、基準財政需要額にこれも算入をするということを考えているところでございまして、今後とも高齢化社会に向けた地域福祉の関係経費につきましては私どもとしても十分努力をしてまいらなければならぬと思つております。

○説明員(水田邦雄君) 財政措置ということをございますけれども、ゴールドプランという一つの目標がございますので、その目標に向けまして毎年必要な予算を計上しているところでござります。

○有働正治君 こうした市町村の意見や要望を正確に把握する、それを行政に反映させるというのが重要であるわけでありますけれども、政府としては、市町村の意見、要望を把握するためにどのような方法を講じておられるのでありますよ

うか。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方団体からのいろいろな御要望、これは福祉に限らずいろんな形の御要望が私どもにも寄せられるわけでござりますけれども、これらの御要望は最大限尊重いたしまして、各種の地方財政対策を講ずる場合にはこれを十分参考にしながら施策の充実を図つてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○説明員(水田邦雄君) 老人福祉事業と申しますのは、地域の実情に応じたサービスの展開ということを図つていくことが非常に重要なことでございますので、都道府県を通じますとかあるいはいろんな機会を通じまして、市町村の担当者の方々、首長さんの方々の御意見を聞いてまいりたいと思つております。

○有働正治君 昨年、ホームヘルパーの国庫補助が改善されたりしていること、これは私も承知しています。しかしその後において、先ほど紹介いたしましたように、極めて共通の切実な要望、意見が出されている。これが今日重要なという

ことを私は痛感するわけであります。それなりの背景と切実なる現実の反映であると言えると考えるわけであります。国庫補助の抜本的改善や市町村の要望に基づく地方交付税の増額が求められていふると言えると思うわけであります。

同時に、私がきょう特にここで問題にしたいのは、特別養護老人ホームやデイサービスセンターあるいはシヨートステイ、老人保健施設などの高齢者の保健福祉施設の建設費及び運営費、さらにホームヘルパーなどマンパワーにおいて、地方自治体など超過負担が膨大に生じているという問題であります。

新潟県では、資料でも具体的に申し上げます。新潟県では、資料でも配付いたしましたように、我が党の県議が県議会で取り上げたことを契機といたしまして、県といつても詳細な調査を行いました。昨年十二月に高齢者福祉施設事業に係る超過負担実態調査結果としてまとめられました。その資料を私は拝見した次第であります。

九一年度の実績ですが、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、シヨートステイ、老人保健施設の県下三十二の施設、これについて調査しましたところ、合計しまして三十七億一千七百万円、一つの施設に当たり平均いたしまして一億一千六百万円、これだけの国の基準を上回る地方自治体の超過負担が生じているというのか調査結果のデータであります。超過負担率は何と五割を超えていまして五一%と、驚くべき数字であります。

また、私は国民生活調査会の一員でもありますので、委員派遣の際に資料を求めました福岡県では、九一年度に十二施設で九億八千万円、超過負担率は五二%を超えています。ほかにホームヘルパーサービス事業で四千二百万円。また山口県では、九二年度、二つの特養ホームで三億九千三百万円の超過負担三四%の超過負担率であります。さらに、私どもが独自に調査を行いまして、私も現場を見てまいりました。意見を聞いてまいり

ました。

東京中野区では、在宅サービスセンターの建設費で一億六百万円、五四%の超過負担率であります。また、特別養護老人ホーム及び在宅サービスセンターの運営費で一億二千三百万円の超過負担。東村山市では、在宅サービスセンターの建設費及び運営費で六千三百万円、ホームヘルパーサービス事業で一千九百万円の超過負担。いずれも九一年度であります。つまり、国の施策に積極的に呼応して、また住民の要望に応じて積極的に建物をつくるなど、施策の推進を図れば図るほど超過負担が生じて借金がかさむという状況であります。また、民間の社会福祉法人はこの問題が極めて深刻であるわけであります。

私ども、全自治体を調査したわけではありませんけれども、ゴールドプラン関係のこうした超過負担は、さきの意見、要望から見ましても自治体共通の問題だといふうに考えるわけであります。この超過負担問題は高齢者保健福祉計画を土台から狂わせかねない重要な問題だと私は考えて、きょうあえてこの問題を中心的に取り上げるわけであります。これは正なしに計画を立てても絵にかいたものになりかねないという問題だと思います。

その点で、今紹介いたしました自治体の超過負担について、大臣、どう受けとめられるのか、まずお尋ねするわけであります。

○政府委員(湯浅利夫君) 国庫補助負担金の超過負担の問題につきましては非常に古くから問題があるわけでございまして、この問題は、国と地方の間の財政秩序を適正に保つという観点から非常に重要な問題であるとも考へておるわけでござります。

ただ私ども、施設などを建設する場合に、この超過負担というものを、その自治体が実施いたしました実績事業費と国庫補助基本額との差額をすべて超過負担だというふうに考へることは、こればかりか難しいんじやないかと。ですから、やはり合理的な基準に基づいて事業を実施した場合

の事業費と実際の国庫補助基本額との間の差額と、いうものの、これを超過負担というふうに考へるべきではないかというふうに考へておるわけでござります。

場合に相当な差額が出るということになりますと、やはりこれは超過負担の問題として国庫補助費をつくらなければ、施設の推進を図らなければなりません。こういうようなことで、毎年度各省に對しましては、国庫補助負担金の制度がある以上は超過負担の出ないよう申し入れをしていきます。また、民間の社会福祉法人はこの問題にて深刻であるわけであります。

私ども、全自治体を調査したわけではありませんけれども、既に御案内のとおり、

負担は、さきの意見、要望から見ましても自治体共通の問題だといふうに考えるわけであります。この超過負担問題は高齢者保健福祉計画を土台から狂わせかねない重要な問題だと私は考えて、きょうあえてこの問題を中心的に取り上げるわけであります。

その点で、今紹介いたしました自治体の超過負担について、大臣、どう受けとめられるのか、まずお尋ねするわけであります。

○政府委員(湯浅利夫君) 国庫補助負担金の超過負担の問題につきましては非常に古くから問題があるわけでございまして、この問題は、国と地方の間の財政秩序を適正に保つという観点から非常に重要な問題であるとも考へておるわけでござります。

ただ私ども、いろいろ合理的な基準といふことを一方で言ひながら相当の落差があるという問題を一方で言ひながら相当の落差があるという問題も言われました。この基準 자체が今問題であります。

そこで、実態調査についてもお話ししましたけれども、やはりこうした乖離が近年大きくなっているという現実にかんがみまして、速やかに全國的な実態調査を行つて実情に応じた補正を行ふべきだというふうに考へるわけであります。また、計画の目標量を二〇〇〇年までに実現することについてどう考へますかという設問に対し、「実現は困難」と

五十四年、一九七九年、十数年前施設等の超過負担の実態調査を行つて、その後若干の補正はあるとしても、本格的な実態調査というのは十数年来行われていない。やはり現実との乖離が生まれるのは当然だと。これは速やかにやはり行うべきだ

ということを痛感するわけです。大臣、この点でアチブをとるべきだと考へますけれども、その点を求めてます。

○政府委員(湯浅利夫君) 超過負担の実態調査につきましては、先ほど申しましたように、自治省だけで調査をしてもなかなか改善ができないといふことで、大蔵省あるいは所管の省庁共同で調査の決断が今求められている。自治省としてインシ

ツをつくり、この問題が現実にございまして、関係省庁とも対話し合いをして、実態調査を行つておるところでございまして、その解消に努めているところでござります。

具体的に今お話しの福祉施設等につきましても、地方団体からも私どもに意見も出されておりますので、その問題につきまして、関係省庁にその解消方について私どもとしても申し入れを行つておるところでございまして、こういう事態を

おおいても私どもの毎年度の申し入れに応じて一月の改訂が定期的に行なわれています。この改訂は、毎年たくさんのがある分野でござります。

こういう問題が現実にございまして、関係省庁においても私どもの毎年度の申し入れに応じて一月の改訂が定期的に行なわれています。この改訂は、毎年たくさんのがある分野でござります。

○有働正治君 いろいろ合理的な基準といふことを一方で言ひながら相当の落差があるという問題も言われました。この基準 자체が今問題であります。

そこで、実態調査についてもお話ししましたけれども、やはりこうした乖離が近年大きくなっているという現実にかんがみまして、速やかに全国的な実態調査を行つて実情に応じた補正を行ふべきだというふうに考へるわけであります。また、計画の目標量を二〇〇〇年までに実現することについてどう考へますかという設問に対し、「実現は困難」と

答えた団体が市の段階で四分の一です。町村では三分の一にも上っているわけあります。

これは市町村の正直な声、痛切な声だと私は思っています。そういう点では、政府の認識は私は甘い見通しだと率直に言わざるを得ないわけあります。補助金も奨励補助金で補助率は二分の一、しかも超過負担があるわけで、これでは市町村も自信を持った計画も立てられないし、実行も不可能だと思うのは当然であります。

そこで、自治大臣、この際強くお願ひしたいわけであります。超過負担の実態調査というのは、先ほど関係省庁とおっしゃられました自治省、大蔵省と関係省庁が合同で実施されるものと聞いています。しかも、すべて関係省庁から自治省を通じて大蔵省に問題提起があつて、合意したものの中から実施されると聞いています。したがつて、厚生省にその気になつてもらわなければならぬ。それなりに対応するという先ほどの答弁はありますけれども、自治大臣が厚生大臣に働きかけるなど積極的に市町村の所管大臣として首頭をとつて、この実態調査を行い、調査に基づく必要な超過負担の改善措置をとる、その決断と決意、速やかな実行、これが求められているわけあります。大臣の明快な答弁を求めます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今御質問の超過負担の問題でございますが、これは国庫補助の基準それから実態との乖離、それから、もし地方が単独事業でやる場合であれば基準財政需要額と実態との乖離、そういうものがあろうかと思います。実態調査をして、しっかりとこれに対応してほしいという有効委員の御意見でございまして、私どもは厚生省それから大蔵省とタイアップしてこの問題に対して努力をいたします。

○有効政治君 けさのマスコミでも報道されましたけれども、政府は追加的な景気対策を日々決定されるという方向で作業が進んでいるようあります。その際、こうした福祉施設の拡充のための施策、施設整備費等々が盛り込まれる、その

中で福祉関係が充実されるということが必要であろうと思つんすけれども、その点明確な方向を示していただきたい。

同時に、やはりこれまで施設をつくった、これに対する超過負担等々がこれだけ切実な要望として出されている以上、この景気対策の中でも、必要なそういう補正措置等々もやっぱり前向きに検討して盛り込むという方向で國務大臣として積極的に対応していただきたいと思うわけがありますが、大臣の見解を求めます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私は、地方自治とう建前から、全国がまるでどこへ行つても東京の銀座のまねをするような、何々銀座何々銀座といふような金太郎あめのような施設の開設は賛成でございません。したがつて、その問題につきましては、厚生省ともよく相談を、それから大蔵省ともよく相談をし、有効委員の御指摘になられたような方向に向かつて努力をいたしてまいりました。

○有効政治君 この問題ではまだ山ほど聞きたい問題がありますが、限られた時間であります。

今まで申したこの問題、私もかなりの自治体に直接聞いたわけです。また、これから高齢化社会の中でのこの問題への積極的な対応、それは具体的な財政的な保障がなければ絵にかいたもんになると。これはもう切実なる全国の声だというふうに大臣も実態調査を含めて積極的に対応する上で、大臣も実態調査を含めて積極的に対応するところを最後に申し述べまして、私の質問を終わります。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。

私は、自治省が平成五年度の重点施策に挙げられました市町村の窓口の行政サービスの改革からお伺いいたしたいと思います。

お便りをいただいたら、また現場にお訪ねいたしまして、皆さんの声をいつもこちらの方で質問という形にさせていただいておりますが、生活重視の生活大国づくりが最大の課題となつていています。そこで、地方自治体には住民のニーズに沿つた窓口

業務を開拓していくことが求められているわけですねども、高齢者施策におきましては、ゴール

ドプランによります事業の推進、老人福祉法の改

正等高齢者の保健・福祉をめぐる政策が次々と打

ち出されてまいりました。その中心的な扱い手で

ある市町村におきましては高齢者保健・福祉サー

ビスの充実が今最大の懸念事項であります。

そうした中で現在のサービスの内容を振り返つた場合に、この利用のしやすさ等の面で課題はた

くさんあるわけでございます。最近では、こうし

た課題を克服すべく一部の自治体では利用券方式の採用、窓口の総合化、そういう手続の簡素化と

いうものが大変全国的に図られておるわけですか

れども、まさしく行政イコールサービス業としての発想が求められているわけです。皆さんのお仕事も大変ではございますが、こうした現状のもとで住民のニーズに沿つた窓口サービスのあり方についての課題をどのように分析されておられるのか。

また、今回自治省では窓口行政サービスの改革

のための研究会を設置される予定とのことでございますが、その研究会のテーマなどについてもお伺いしたいと思います。

その場合、当然のことながら行政サービスについても向上することが必要であるということ

で、その御答弁が実るような方向で積極的に対応されることを最後に申し述べまして、私の質問を終わります。

○西川潔君 よろしくお願ひいたします。

私は、自治省が平成五年度の重点施策に挙げられました市町村の窓口の行政サービスの改革からお伺いいたしたいと思います。

お便りをいただいたら、また現場にお訪ねいたしまして、皆さんの声をいつもこちらの方で質

問という形にさせていただいておりますが、生活

重視の生活大国づくりが最大の課題となつていています。そこで、地方自治体には住民のニーズに沿つた窓口

いうことも要請されている。これが需要側のこと

だらうと思います。

一方、供給側からいたしますと、幸い近年OA

化などが進んでまいりまして、自動交付機とか磁

気カードとかというものを使っていて窓口行政

サービスの向上を図るということが技術的に可能

になつてきただいことがございます。このため、私どもいたしましては、このような住民のニ

ズの変化とかあるいはOA化とかいうことを踏まえまして、窓口行政サービスの広域化あるいは自

動化、簡素化というふうな観点から、今回研究会を設けまして検討を行おうというふうに考えて

ます。

その研究会の中身の概略を申し上げますと、一

つは複数の市町村が例えば協議会をつくるよ

うことによりまして広域的に窓口行政サービスを提

供し合うというような方式、さらには住民票の写

し以外の各種の証明書に自動交付機を活用するた

めの方策でござりますとか、あるいは磁気カード

などを各種申請等に利用して手続の簡素化を図る

とか、こういうことを中心に検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○西川潔君 そこで、具体的にお伺いしたいん

で、高齢者そして障害によりまして体が不自由なために役所の窓口に出向くことができない困難な状態にある方がたくさんいらっしゃるわけですから、こうした方々への配慮を求める

回必ず提出をしなければいけない現況届もその一

例ではないかと思うわけです。その現況届は社会

保険業務セントラルから誕生日月初旬にはがきを

送つてくるわけですから、住所、氏名などを記入いたしまして、市町村長に生存確認の証明を

受けで月末までに返送するわけです。提出しない

と支給が一時差し止められるというような仕組みになつてゐるわけですから、この制度 자체の

見直しを求める声もたくさんいただきます。

今回お伺いしたいのは、体が不自由なためにみずから窓口に出向くことができない、そして手続ができない場合は代理人でもいいということをございますが、その代理人さえも身近にいないというような方々も実はたくさんおられます。

あるお年寄りからお伺いしたお話をすければとも、現況届の証明を市役所にとりに行きたくても体が不自由で行くことができない。代理人といいましても身近に頼む人が見当たらないわけです。この方は仕方なく便利屋さんという方にお願いをいたしまして、便利屋さんに高額な請求をされた。わずかなお金ももらつてたくさんなお金を請求されて大変困ったというお話を伺いました。

こうした問題を改善する自治体もふえておるわけですけれども、その一つの方法といたしまして郵便局との連携をするサービスが広まつてきております。自治省におかれましても、郵便局に設置したファクシミリによる住民票の写しの交付請求制度を創設されました。この郵便局との連携は大変結構な取り組みだと思います。この制度が創設されると至った経緯とその目的を御説明いただけますか。

○政府委員(内藤宏君) 現在、郵便局に設置したファクシミリによって住民票の写しの交付請求ができるということになつておりますけれども、従来、住民票の写しの交付請求につきましては、各市町村の窓口で直接請求するというやり方と、それから郵便によって請求するという方法と、この通りが行われていたわけでござりますけれども、地域によりましては、行政の窓口というのは住民から遠いところにあるとか、あるいは郵便による請求では行きの日数もかなりかかるというふうなこともございまして、不便だという声がございました。

このため、自治省といたしましてはファクシミリによる住民票の写しの交付請求ということの実施可能性をいろいろ研究会で検討していくだけたわけございまして、その研究会による一定の検討の結果を得た後、郵政省とかあるいはこれらの方をやつてみたいという市町村と協議を重ねまして、昨年、制度的な道を開いたということでございます。

なお、実施に当たりましては、市町村は郵便局のロビーを使用する必要があるわけでございまして、その使用許可を得る必要があるということ、それから、市町村から郵便局に対してこの制度を実施したいという旨の要望がございました場合には、窓口が非常に混雑しているような場合であるとかあるいはスペースの関係で難しいとか、そういう場合を除いて郵便局が協力するようにと、ことで私どもと郵政省との話がつきまして、郵政省から各郵便局に対し指導が行われている、こういう状況でございます。

○西川潔君 こういうことは大変地域の方が書んでおられます。

次にお伺いしたいのは、こうした方々への配慮をもう一段充実させていくということをいろいろ資料の中で読ませていただきまして、実は埼玉県の行田市というところでございますが、市内に住んでいて本人が直接市役所に出向くことができない高齢者や障害者を対象に、住民票や納税所得証書など各証明書を宅配するというサービスをスタートさせておるわけです。現況届の証明についても郵送で受け付けて、切手を張つていればそのまま市役所から社会保険業務センターへ郵送していただける、こういうシステムでござります。

行田市をモデルとして、今後窓口に出向くことができない方々へのサービスのあり方を、宅配サービスも含めまして、先ほども出ましたが、今回設置される研究会のテーマの一つに僕は加えていたましても、所管省でござります厚生省

○国務大臣(村田敏次郎君) 今、埼玉県行田市の例をお挙げになりました。窓口行政サービスの向上につきましてはかねてから各地方公共団体において創意工夫を生かしながら取り組まれているところでございまして、行田市の宅配サービスもこうした取り組みの一例として受けとめております。

このため、自治省といたしましては、マンパワーを確保する方法について、広域化など新たに制度的な道を開くことを目的としておりますが、高齢者等に配慮した対策も重要な問題であると認識をしておりますので、御指摘の点にも十分留意して研究を推し進めてまいりたいと思います。

○西川潔君 どうぞひとつよろしくお願いいたします。

次に、福祉分野におけるマンパワーの確保、養成についてお伺いしたいと思うんですけれども、財政措置等について、人口の高齢化に対応するため平成元年度には厚生大臣、大蔵大臣、自治大臣の三大臣の合意によりましてゴールドプランを策定され、その後事業の展開を図つておられるわけです。大臣の所信表明におきましても、「地域社会の高齢化に対応し、高齢者保健福祉推進十カ年戦略、いわゆるゴールドプランに呼応して、地方公共団体が実施する高齢化対策を支援する高齢者保健福祉推進特別事業を積極的に推進してまいります。」と、こういうふうに述べておられます。

そこで、ゴールドプランによります事業を地方公共団体が推進していく上の当面の課題と、そして長期的な課題を自治省としてはどのようにお考えであるか、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 高齢化社会の到来が間近に迫っていることを踏まえましていわゆるゴールドプランが作成されたわけでござります。自治省といたましても、所管省でござります厚生省

このゴールドプランを遂行していくためには、やはり幾つかの課題がございます。その幾つかを申し上げますと、まず第一は、やはり何と申しますもこの福祉施策を実施していくための安定化財源を確保していくこと、これが何よりも重要な問題であろうかと思います。

それから第二点目は、これを実施していくためには多くのマンパワーが必要であるわけでございまして、ボランティア活動の充実というような問題も含めまして、長期的な観点に立ってこのマンパワーの確保を図つていかなければならぬと思います。それから第三点の問題といたしましては、先ほどの問題のように、地域福祉の実施主体というのは住民に一番近い行政主体でござります。市町村が最大の役割を果たすわけでござりますから、その市町村の行政能力、あらゆる意味におきましては、単なる福祉という問題だけではなく、お年寄りの方々は医療の機会が非常に多いという問題がありますから、福祉のほかに医療あるいは保健の問題、こういう問題を効果的に組み合わせることによりまして施策をつくしていくという必要があるのです。それから四点目では、高齢化社会を築くための問題、こういう問題だけではなく、お年寄りの方々は医療の機会が非常に多いという問題がありますから、福のほかに医療あるいは保健の問題、こういう問題を効果的に組み合わせることによりまして施策をつくしていくという必要があるのです。そこには、主な論点として以上の点を考えながら今後の高齢者福祉の対策のために関係省庁と一緒に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○西川潔君 自治省では平成三年度に地域福祉推進特別対策事業を創設したわけですから、平成四年度から看護婦さん等その供給の不足が著しい保健康・福祉分野のマンパワーの養成のため、地方公共団体が設置する大学または短期大学の施設整備について財政の支援措置を講じておら

れます。

ゴールドプランの実現に向けて福祉分野のマンパワーの確保、養成は、これは大きな課題だと思われます。この問題を解決するためには政府全体で総合的な対策が求められると思うんですが、自治省といたしましては、今お話しも出ましたこのようなマンパワーの養成のための財政措置についてどのようにこれらの施策を位置づけて充実させていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 先ほども申し上げましたとおり、この福祉施策を実施していくためにはたくさんのマンパワーが必要なわけでございまして、この確保というものがこれから非常に大きな課題にならうかと思います。

それで、例えばホームヘルパーさんというようなものを考えますと、ホームヘルパーさんの増員とか研修とかこういったような問題につきましては、現在国の補助事業がございまして、この補助事業に基づいて実施していくことになつております。したがいまして、この国の補助事業の負担が伴つてくるわけでございますから、この地方予算の充実といふものを見つけていただきやななりませんが、この補助事業の中には当然地方の負担につきましては私ども自治省として適切な財政措置を講じていく必要があろうと思います。

さらに、地方の単独の施策といたしまして、いろんな福祉関係の方々の養成施設というものをつくりしていく必要もあるかと思います。そのためには、これらの養成施設の整備に対しまして、地域福祉推進特別対策事業といふようなものを使いまして積極的に支援してまいりたいと思っております。

また、民間の方々の活動を促進する、あるいはボランティア活動を促進するという面も欠かせない問題だと思いますが、こういう活動を促進するためには、平成三年度から地域福祉基金の積み立てを各団体にお願いをいたしておりますが、この福祉基金の積み増しを平成五年度も四千億円お願いしております、既に地方財政計画では九千六

百億円の額を計上いたしているわけでございましたて、これらの運用益を活用しながらマンパワーの確保、ボランティア活動の活発化ということに充てていただければ非常にありがたいというふうに考へているところでございます。

○西川潔君 次に、看護婦の養成施設の整備に対して、財政支援措置を講ずることになつた平成四年では、十七の大学、短大におきまして養成学科の施設整備が行われることになつたと伺つておりますが、この実績をどのように評価なさつておられるのか、また、来年度以降も計画的に推進していくという見通しをお持ちかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○政府委員(遠藤安彦君) 先ほど財政局長から御答弁いたしましたように、看護婦などについては非常にマンパワーが不足をしている、これを養成していくかなきやならないということで、地方債と地方交付税を組み合わせた財政支援措置を講じたわけであります。今、委員御質問の中に御指摘になりましたように、十七の県、市で短大、大学で看護系の施設整備が行われたということでありま

す。

制度としては初年度でござりますのに非常に地方団体の反応も速くて、しか�数も多かつたんではないか、私どもの施策としてはいいタイミングでやつたんではないかというよう思つてゐる次第でありますし、各地域でもやはりこういう看護等のマンパワーを養成しなきやならないという意向が非常に強くございます。そういったこともありまして、今後もこういう看護系の大学、短大の整備というのが続々行はれてくるのではないかと思つております。

私どもが聞いてるところでは、まだ確実ではありませんけれども、二十近い後続の県や市の検討がなされているや聞いておりますが、具体的に平成五年度でどれだけそのうち出てくるかということは、これからアーリングを開始いたしますので、それで明らかになってまいると思いますけれども、いずれにしても地方団体の要望を実現させ

てやりたいというように思つています。

なお、平成五年度からは制度を少し広げまして、看護婦等の養成所の整備事業についても地域福祉推進特別対策事業の対象に加えて財政支援措置を講じるという道を講ずることとしていますので、こういった制度が適切に地方団体によって適用されることを期待していきたいというふうに思つております。

○西川潔君 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、自治省に出されました意見書の処理状況についてお伺いしたいと思うんですけれども、平成三年度中に自治省に対して「看護婦をはじめとする保健、医療、福祉マンパワーの確保について」という内容の意見書が百八件提出され、自治省は受理されておられるわけですねけれども、意見書を受理後、この百八件の意見書を提出された地方の置かれている現状をどのように分析されたのか、また、地方はこれらの意見書によりまして自治省に対してどういったことを求めておられるのかと

いうようなことをお伺いしたいと思います。

○政府委員(石川嘉延君) 自治省におきましては、意見書の内容をいろいろ分析しましたところ、保健、福祉に係ります行政需要は地方公共団体における高齢化社会に積極的に対応していくためにマンパワーの確保が重要だということから、先ほど申し上げましたようなさまざまな財政措置を講じることによりまして養成施設の建設も着実に進行しております。また、具体的なマンパワーの配置という観点からは、自治省におきましては、厚生省との連携を強化して必要な人材につきましては、各年度の地方財政計画に必要な職員増を掲げるというようなことをいたしております。

この結果、地方公共団体の事務の執行に支障がないような措置が講じられておると考えております。また、地方公共団体におきましてもマンパワーの確保は確実に進んでいるというふうに考えておるわけでございます。

このために、自治省といたしましては、先ほどお答え申ございましたが、養成施設に対しましては財政措置の強化のほかに、育児休業制、完全週休二日制の早期導入などを強力に指導して勤務条件の改善を進めているという状況でござります。

○西川潔君 そこで自治省に、自治省の広報資料によりましてこの意見書に対する処理状況を読ませていただきたいんですねけれども、こういうふうに書いてありました。

地方公共団体がこれから高齢化社会に積極的に対応していくためには、人材の確保が重要であるが、効率的な執行体制の確保は、地方公

共団体の行政運営の基本であり、自治省としては、地方公共団体に対し、スクラップアンドビルドを原則とし、事業の見直し、組織機構の簡素合理化、OA化等の積極的な推進などにより、適正な定員管理が進められるよう指導している。

こういうふうに書かれております。この自治省の指導を受けた自治体で、その指導により取り組んだ結果といたしまして問題の解決に成果を得たというような事例がございましたら具体的にお伺いしてみたい、こういうふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(石川嘉延君) 地方団体がこれから高齢化社会に積極的に対応していくためにマンパワーの確保が重要だということから、先ほど申し上げましたようなさまざまな財政措置を講じることによりまして養成施設の建設も着実に進行しております。また、具体的なマンパワーの配置という観点からは、自治省におきましては、厚生省との連携を強化して必要な人材につきましては、各年度の地方財政計画に必要な職員増を掲げるというようなことをいたしております。

この結果、地方公共団体の事務の執行に支障がないような措置が講じられておると考えております。また、地方公共団体におきましてもマンパワーの確保は確実に進んでいるというふうに考えておるわけでございます。

このために、自治省といたしましては、先ほどお答え申ございましたが、養成施設に対しましては財政措置の強化のほかに、育児休業制、完全週休二日制の早期導入などを強力に指導して勤務条件の改善を進めているという状況でござります。

○西川潔君 そこで自治省に、自治省の広報資料によりましてこの意見書に対する処理状況を読ませていただきたいんですねけれども、こういうふうに書いてありました。

地方公共団体がこれから高齢化社会に積極的

き放したというのでしょうか、意見書に対する処理状況はお気の毒なような感じもいたしますが、大臣、いかがでございましょうか。

○國務大臣(村田敏次郎君) 西川委員から、先ほど来、福祉サービスの充実のためにいろいろな事例を示してお話しになりました。大変大切なことだと思います。

住民の福祉サービスといふことはまさに地方公共団体の一義的な最も大切なことでございますので、西川委員の御指摘になりました精神を体して厚生省あるいは大蔵省等と相談をして対処してまいりたい、このように思つております。

○西川潔君 ありがとうございます。いい御答弁をいただきました。

最後に、本格的な高齢化社会を迎える我が国におきまして、福祉サービスの充実のためには、一般的な公務員数の抑制基調におきましても今後の必要な人員につきましては積極的な財政措置の見直しを行つて必要があると思うわけですけれども、最後に大臣の決意をお伺いして、質問を終わらたいと思います。

○國務大臣(村田敏次郎君) 西川委員の御指摘はよくわかりました。その心を体して厚生省とよく相談をして、そして住民サービスの向上に努力をしてまいりたいと思います。

○西川潔君 ありがとうございます。

○委員長(佐藤三吉君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(佐藤三吉君) 次に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村田国家公安委員会委員長。

○國務大臣(村田敏次郎君) ただいま議題となりました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、最近において暴力団員が組織か

ら離脱する傾向が見られることなどの暴力団をめぐる情勢にかんがみ、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為を防止し、暴力団員の社会復帰を図るため、暴力団からの離脱を阻害する

不當な行為を規制し、暴力団への加入の強要等の行為に関する規制を強化するとともに、暴力団員の暴力団からの離脱と社会復帰を促進するために、

公安委員会が行う措置についての規定を整備するほか、最近の暴力団の資金獲得活動の実態にかんがみ暴力的求め行為に係る規定の整備を行うこと等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

まず第一に、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不當な行為の規制についてあります。

これは、指詰めや入れ墨が暴力団から離脱した者の社会復帰の障害となり、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害している実情にかんがみ、指定暴力団員が他の指定暴力団員に対して指詰めや入れ墨を強要すること等を禁止するものであります。

その一は、指定暴力団員が他の指定暴力団員に對して指詰めを強要すること等を禁止することとするものであります。

その二は、指定暴力団員がその配下の指定暴力団員に対して指詰めの強要等の禁止行為をすることを命令し、またはこれを助長すること等を禁止することとするものであります。

その三は、指定暴力団員が少年に対して入れ墨を受けることを強要すること等を禁止することとするものであります。

その四は、指定暴力団員が他の指定暴力団員に對して少年に対する入れ墨の強要等の禁止行為をすることを要求すること等を禁止することとするものであります。

その五は、公安委員会がこれらの禁止行為の違反者に対して、当該行為の中止を命じまたは再発防止のために必要な事項を命ずることができることとするものであります。

第二に、暴力団への加入の強要等の行為に関する規制を強化することとあります。

その一は、指定暴力団員は、人を威迫して、親族

その二は、何人も指定暴力団員が行う暴力的行為の現場に立ち会つて助ける行為を行つてはならないこととし、その違反者に対しても公安委員会等に加入させまたは密接な関係を有する者を指定暴力団等に加入させることは止めることとするものであります。

その他、以上の改正に伴い、仮の命令、罰則、別表等について所要の規定の整備を行うこととしています。

なお、この法律の施行日は、別表の改正規定を除き、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

その二は、指定暴力団員がその配下の指定暴力団員に対して、加入の強要、脱退の妨害等の行為をすることを命令しましたは助長すること等を禁止することとします。

その三は、公安委員会がこれらの禁止行為の違反者に対して、当該行為の中止を命じまたは再発防止のために必要な事項を命ずることができるることとします。

これは、暴力団からの離脱を希望する暴力団員の暴力団からの離脱と暴力団から離脱した者の社会復帰を促進するための規定の整備についてであります。

これは、暴力団からの離脱を希望する暴力団員の暴力団からの離脱と暴力団から離脱した者の社会復帰を確保するため、公安委員会が、暴力団から離脱を希望する者に対して暴力団からの離脱と社会経済活動への参加のために必要な措置を講ずるとともに、暴力団から離脱した者に対する援護に関する思想を普及するための啓発活動を行うこととするものであります。

第四に、暴力的求め行為に係る規定を整備することとあります。

これは、最近、暴力団が競争その他の倒産整理に絡む事業や証券取引をめぐる事業等に介入する動きが目立つていることなどの実情にかんがみ、この種の事業における不当な行為を暴力的求め行為の行為類型に追加する等の措置をとるものであります。

その一は、競争の対象となるような土地または建物について明け渡し料名目で不当に金品等を要求する行為、株式会社やその関係者に対して不当に株式の買い取り等を要求する行為等を新たに暴力的求め行為として規制することとするものであります。

その二は、何人も指定暴力団員が行う暴力的行為の現場に立ち会つて助ける行為を行つてはならないこととし、その違反者に対しても公安委員会等に加入させまたは密接な関係を有する者を指定暴力団等に加入させることは止めることとするものであります。

その三は、公安委員会がこれらの禁止行為の違反者に対して、当該行為の中止を命じまたは再発防止のために必要な事項を命ずることができることとするものであります。

第二に、暴力団への加入の強要等の行為に関する規制を強化することとあります。

その一は、指定暴力団員は、人を威迫して、親族

の現場に立ち会つて助ける行為を行つてはならぬこととし、その違反者に対しても公安委員会等に加入させることは止めることとするものであります。

その二は、何人も指定暴力団員が行う暴力的行為の現場に立ち会つて助ける行為を行つてはならないこととし、その違反者に対しても公安委員会等に加入させることは止めることとするものであります。

なお、この法律の施行日は、別表の改正規定を除き、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

その二は、公安委員会が左の案件が付託された。

一、自動車教習所の充実に関する請願(第七五
一号)

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。
午後四時四分散会

第七五一号 平成五年三月二十二日受理
自動車教習所の充実に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市津久井二九〇ノ
六ノ一〇九 山田高司 外百一名
紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。
一、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案

四月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

この法律案は、最近において暴力団員が組織か

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のよう

に改正する。

「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制(第十五条第一項)」を「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限暴力追放運動推進センター(第十四条第一項)」を

「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制(第十五条第一項)」を

「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限暴力追放運動推進センター(第十四条第一項)」を

条

「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制(第十五条第一項)」を「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限暴力追放運動推進センター(第十四条第一項)」を

「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限暴力追放運動推進センター(第十四条第一項)」を

は「若しくは」に改め、「人に対し」を削り、

「供与を」の下に「要求し、又は勧誘を受けたした

商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引に

おいて、その価格若しくは商品指數(商品取引所

(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第

三項の商品指數をいう。)若しくは有価証券指數をい

(証券取引法第二条第十四項の有価証券指數をい

う。)の上昇若しくは下落により損失を被つたと

して、損害賠償その他これに類する名目でみだり

に金品等の供与を」を加え、同号を同条第十四号

とし、同条第第十号を第十三号とし、第九号を第

十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 土地又は建物(以下この号において「土

地等」という。)について、その全部又は一部

を占拠すること、当該土地等又はその周辺に

自己の氏名を表示することその他の方法によ

り、当該土地等の所有又は占有に関与してい

ることを殊更に示すこと(以下この号におい

て「支配の誇示」という。)を行い、当該土地

等の所有者に対する債権を有する者又は当該

土地等の所有権その他の当該土地等につき使用

若しくは収益をする権利若しくは当該土地等に

に係る担保権を有し、若しくはこれらの権利

を取得しようとする者に対し、その者が拒絶

しているにもかかわらず、当該土地等につい

ての支配の誇示をやめることの対償として、

明渡し料その他のこれに類する名目で金品等の

供与を要求すること。

第九条第八号の次に次の二号を加える。

二号を第四十三号とする。

求し、又は証券会社に對して顧客が預託すべき金銭の額その他の有価証券の信用取引を行

う条件として当該証券会社が示している事項

に反して著しく有利な条件により有価証券の

信用取引を行うことを要求すること。

十 株式会社又は当該株式会社の子会社(商法

条ノ二第一項の子会社をいう。)に對してみ

だりに当該株式会社の株式の買取り若しくは

そのあせん(以下この号において「買取り等」という。)を要求し、株式会社の取締役若

しくは監査役若しくは株主(以下この号において「取締役等」という。)に對してその者が拒絶しているにもかかわらず当該株式会社の

株式の買取り等を要求し、又は株式会社の取

締役等に對して買取りの価格その他の買取り等の条件として当該取締役等が示している事項に反して著しく有利な条件による当該株式

会社の株式の買取り等を要求すること。

2 何人も、指定暴力団員が暴力的要求数行をし

ている現場に立ち会い、当該暴力的要求数行を

することを助けてはならない。

第二十二条の規定による命令に違反した者

が第三十条の規定による命令に違反した者

に第三十四条を第四十五号とする。

第六章中第三十三条を第四十四条とし、第三十

二条を第四十三号とする。

二号を第四十三号とする。

他の規制」を「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限」に改める。

第十五条の見出しを削る。

第三十八条中「第二十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十六条中「第二十二条第七項」を「第三十三条第七項」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十五条第三号中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十六条中「第二十二条第七項」を「第三十三条第七項」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十七条を第四十八条とする。

第三十八条中「第二十二条第七項」を「第三十三条第七項」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十九条を第四十一条とする。

第四十条を第四十二条とする。

第四十一条を第四十三条とする。

第四十二条を第四十四条とする。

第四十三条を第四十五条とする。

第四十四条を第四十六条とする。

第四十五条を第四十七条とする。

第四十六条を第四十八条とする。

第四十七条を第四十九条とする。

第四十八条を第五十条とする。

第四十九条を第五十一条とする。

第五十条を第五十二条とする。

第五十一条を第五十三条とする。

第五十二条を第五十四条とする。

第五十三条を第五十五条とする。

第五十四条を第五十六条とする。

第五十五条を第五十七条とする。

第五十六条を第五十八条とする。

第五十七条を第五十九条とする。

第五十八条を第六十条とする。

第五十九条を第六十一条とする。

第六十条を第六十二条とする。

第六十一条を第六十三条とする。

第六十二条を第六十四条とする。

第六十三条を第六十五条とする。

第六十四条を第六十六条とする。

第六十五条を第六十七条とする。

第六十六条を第六十八条とする。

第六十七条を第六十九条とする。

第六十八条を第七十条とする。

第六十九条を第七十一条とする。

第七十条を第七十二条とする。

第七十一条を第七十三条とする。

第七十二条を第七十四条とする。

第七十三条を第七十五条とする。

第七十四条を第七十六条とする。

第七十五条を第七十七条とする。

第七十六条を第七十八条とする。

第七十七条を第七十九条とする。

第七十八条を第八十条とする。

第七十九条を第八十一条とする。

第八十条を第八十二条とする。

第八十一条を第八十三条とする。

第八十二条を第八十四条とする。

第八十三条を第八十五条とする。

「第二項の規定に係る」を「第十五条第一項の規定に係る仮の命令以外の」に改め、同条第九号中「第二十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第十号中「第二十条第一項」を「第三十一一条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十七条を第三十八条とし、第二十六条を第三十七条とし、第二十五条を第三十六条规定とする。

第二十四条第一項中「又は第十五条第一項の規定を「第十五条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十三条、第二十六条第二項又は第二十七条の規定（以下この条において「第十二条第二項等の規定」という。）に改め、同条第四項中「第十二条第一項に係るもの」を第十五条第一項に係るもの以外のものに改め、同条第六項及び第七項中「第十二条第一項又は第十五条第一項の規定」を「第十二条第一項の規定」に改め、同条第九項中「第十二条第一項の規定」を「第十二条第一項若しくは第三項の規定を除く。」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十三条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項に、「又は第十七条第一項若しくは第三項を、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十六条第一項又は第二十七条」に改め、同項ただし書中「第十六条」の下に「若しくは二十四条」を加え、同条を第三十四条とする。

第二十二条を第三十三条规定とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十一条を第三十二条とし、第二十二条を第三十一条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第十九条を第三十条とする。

第十八条第一号中「第二十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十七条第一項中「前条」を「第十六条」に改め、「中止すること」の下に「命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項（当該行為が同条第三項の規定に違反する行為であるときは、当該行為に係る密接関係者が指定暴力団

等に加入させられ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることを防止するために必要な事項を含む。）」を「第十六条」に、「当該行為の相手方」を「同条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為の相手方」に改め、同条第三項中「前条」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に

手方若しくは同条第三項の規定に違反する行為に係る密接関係者」に、「その者」を「これらの者」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に

次の十条及び節名を加える。

第十九条 公安委員会は、指定暴力団員が第十七条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力団員に対する第十六条の規定に違反する行為をする

ことを命ずること若しくはその配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をすることを依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならない。

（指詰めの強要等に対する措置）

第二十二条 公安委員会は、指定暴力団員が第二十条の規定に違反する行為をしている場合に

は、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（少年に対する入れ墨の強要等に対する措置）

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十四条 公安委員会は、少年に対する入れ墨を施し、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあっせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助してはならない。

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十五条 公安委員会は、他の指定暴力団員に對して前条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならない。

（少年に対する入れ墨の強要等に対する措置）

第二十六条 公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為が当該少年の保護者の意思に反していると認めた場合は、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該

行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十七条 公安委員会は、指定暴力団員が第二十二条の規定に違反する行為をした場合において、当該

指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めたときは、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めたときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に對して指詰めをすることを強要し、若しくは勧誘すること又は指詰めを使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

（指詰めの強要等の禁止）

第二十八条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が認められることが代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）を強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならない。

（指詰めの強要等の禁止）

第二十九条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が認められることが代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）を強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならない。

（指詰めの強要等の禁止）

第三十条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が認められることが代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）を強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならない。

（指詰めの強要等の禁止）

第三十一条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が認められることが代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）を強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならない。

（指詰めの強要等の禁止）

第三十二条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が認められることが代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）を強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助してはならない。

（指詰めの強要等の禁止）

規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆すこと若しくは他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十四条 指定暴力団員は、少年に対する入れ墨を施し、少年に対して入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあっせんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助してはならない。

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十五条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して前条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けてはならない。

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十六条 指定暴力団員は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該

指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めた場合は、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該

行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十七条 指定暴力団員は、指定暴力団員が第二十二条の規定に違反する行為をした場合において、当該

指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めたときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に對して指詰めをすることを強要し、若しくは勧誘すること又は指詰めを使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをすることを補助することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

（少年に対する入れ墨の強要等の禁止）

第二十八条 指定暴力団員は、指定暴力団員が第二十条の規定に違反する行為をした場合において、当該

指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めたときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力

団員に對して第二十条の規定に違反する行為をすることを命じ、又は当該

指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力

団員に對して第二十条の規定に違反する行為をすることを命じ、又は当該

すい箇所に、当該車両を移動しようとする者はその旨を当該警察署長に申告して当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除く措置を受けることができる。

5 警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の所有者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならぬ。

6 警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の所有者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならぬ。

7 前項に定めるもののほか、警察署長は、第二項の規定による車両への車輪止め装置の取付けを開始した時から二十四時間経過するまでに、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

8 第六項に定めるもののほか、警察署長は、第

二項のやむを得ないと認める事情がなくなつたと認めるとき又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要が生じたときは、同項の規定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。

9 警察署長は、第二項の規定により取り付けた車輪止め装置を取り除くときは、第五項の規定により当該車両に取り付けた標章を取り除かなければならぬ。

10 何人も、第二項の規定により車両に取り付けられた車輪止め装置を破損し、第五項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。

11 第五項の標章の様式その他同項の標章に関し必要な事項は、総理府令で定める。
(罰則) 第十項については百十七条の三第二号の二、第一百二十一条第一項第九号)

第五十七条第一項中「この項」の下に「及び第五十八条の二から第五十八条の五まで」を加え、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」に、

「こえる」を「超える」に改め、同条の付記中「第一百十九条第一項第三号の二」を「第一百八十九条第一項第二号の二」、第一百十九条第一項第三号の二」に改める。

第五十八条の次に次の四条を加える。

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 警察官は、第五十七条第一項の積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、

自動車検査証(道路運送車両法第六十条の自動車検査証)を交付する。

第七十三条第一項において同じ。)の規定による車両の重量を測定することができる。

(罰則) 第百十九条第一項第三号の二)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 警察官は、過積載(車両に積載をする積載物の重量が第五十七条第一項の制限に係る重量(同条第三項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量)を超える場合における当該積載をいう。以下同じ。)をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

第五十八条の四 前条第一項又は第二項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することと他の車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 第七十五条第一項に規定する使用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。

二 車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となるとの情を知りながら、第五十七条第一項の制限に係る重量を超える積載物を当該積載物を引き渡すこと。

第三項を遵守して運転せることに支障がないと認めるときは、当該車両の運転者に対し、第五十七条第一項の規定にかかるわらず、車両の通行の状況を勘案して当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転せることに支障がないと認めるときは、当該車両の運転者に対し、第五十七条第一項の規定によるべき必要な措置その他の事項であつて警察官が指示したものと遵守して当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、同項中「放置行為」とあるのは「過積載をして車両を運転する行為」と、「生じさせ又は著しく交通の妨害となる」とあるのは「生じさせると読み替えるものとする。

第七十五条の二 第一項中「第五十五条の三」を「第五十五条の四」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 前項の規定は、第五十八条の四の規定による指示をした場合について準用する。この場合に次の一項を加える。

二号の二、第一百二十一条第一項第九号)

第五十七条第一項中「この項」の下に「及び第五十八条の二から第五十八条の五まで」を加え、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」に、

は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。

4 第二項の通行指示書の様式その他同項の通行指示書に必要事項は、総理府令で定める。

(罰則) 第一項及び第一項については第百十一条第一項第三号の四)

5 第二項の通行指示書の交付を受けた車両の運転者は、同項の規定により通行指示書を携帯して運転に当たつては、当該通行指示書を携帯していないなければならない。

第六十三条第一項中「(道路運送車両法第六十条の自動車検査証)を交付する。

第六十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両に係る過積載をして運転するに当たつてこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守せらるよう努めなければならない。

(若しくは外国運転免許証)を加える。

第六十五条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十四条の二 第八項中「規定する」を「掲げる」に改める。

3 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両に係る過積載をして運転するに当たつてこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守せらるよう努めなければならない。

(若しくは外国運転免許証)を加える。

第七十五条第一項第一号中「(国際運転免許証)の下に「又は外国運転免許証」を加え、同条の付記中「(百十九条第一項第十二号)」を「(百八十九条第一項第十二号)」に改める。

第七十五条の二 第一項中「第五十五条の三」を「第五十五条の四」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 前項の規定は、第五十八条の四の規定による指示をした場合について準用する。この場合に次の一項を加える。

二号の二、第一百二十一条第一項第九号)

第五十七条第一項中「この項」の下に「及び第五十八条の二から第五十八条の五まで」を加え、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」に、

は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交換する。

(罰則) 第二項については第百二十三条规定する。

第六十五条の二 第一項中「(警官は)」の下に「第五十五条の二」に改める。

第六十六条第一項及び第二項の規定による場合のほかを加える。

に違反する行為をしてはならない旨を命ずる」とができる。

(罰則) 第二項については第百二十三条规定する。

第六十五条の二 第一項中「(警官は)」の下に「第五十五条の二」に改める。

第六十七条第一項中「(国際運転免許証)の下に「若しくは外国運転免許証」を加える。

第六十八条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第六十九条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十一条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十二条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十三条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十四条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十五条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十六条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十七条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十八条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第七十九条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十一条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十二条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十三条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十四条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十五条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十六条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

第八十七条第一項中「(国際運転免許証)を加える。

別表中

第百一十八条第一項第二号又は第二項の罪により当たる行為（第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされ、最高速度を三十キロメートル毎時以上超える速度で運転する行為を除く。）

| | | |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|-------|
| 小型特殊自動車及び原動機付自転車 （以下「小型特殊自動車等」という。） | 大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。） | 三万五千円 |
| 普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。） | 普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。） | 五万円 |
| 小型特殊自動車及び原動機付自転車 （以下「小型特殊自動車等」という。） | 普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。） | 四万円 |

二万円

を

に、第一

を

一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき又は指定自動車教習所に同項第二号に規定する職員（道路交通法の一部を改正する法律附則第六条第二項の旧法技能検定員を含む。）若しくは第九十九条第一項第三号に規定する職員（同法附則第七条第二項のみなし教習指導員を含む。）が置かれなくなつたと認めるとき」と、「当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させるため」とあるのは、「当該指定自動車教習所を同項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合させるため又は当該指定自動車教習所にこれららの職員を置くため」とする。

3 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九条の七第二項の規定の適用については、同項中「(二)の節の規定」とあるのは、「この節の規定及び道路交通法の一部を改正する法律附則第七条第三項の規定」とする。

4 旧法指定自動車教習所に関する新法第一百条第一項の規定の適用については、同項中「第九十

による命令」とする。

第九条 旧法第九十九条第五項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者は、新法第九十九条の五第一項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者とみなす。

2 旧法第九十九条第五項の技能検定は、新法第十九条 旧法第九十九条第五項の技能検定とみなす。

3 旧法第九十九条第六項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書は、新法第九十九条の五第五項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書とみなす。

第十一条 附則第五条から前条までに規定するものほか、旧法第九十九条又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中相当する規定がある場合には、新法の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為については、新法第一百二十五条及び別表の規定にかかるらず、なお従前の例による。
第十四条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第一百八十八条第一項第二号」の下に「第二号の二」を加える。

(地価税法の一部改正)

第十四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第九号ロ中「（指定自動車教習所）」を「（指定自動車教習所の指定）」に改める。

平成五年四月二十六日印刷

平成五年四月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局